

平成30年度林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち
生産国の現地情報収集事業
(大洋州地域等)

報 告 書

抜粋
【パプアニューギニア】

令和2年3月

林野庁

: 本国別報告書の抜粋（要約）箇所

目 次

1	報告書の概要	1
2	事業の概要	2
2.1	事業の背景及び目的	2
2.2	事業の実施内容等	3
2.3	事業の実施体制	11
3	生産国における現地情報の収集	12
3.1	パプアニューギニア	12
3.2	ソロモン諸島	65
3.3	ロシア	119
3.4	ベトナム	155
3.5	中国	213
	巻末資料（成果報告会資料）	247

1 報告書の概要

TPP 協定の「環境章」において、各国における違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定された。これを踏まえて、平成 29 年 5 月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（以下、「クリーンウッド法」という）が施行された。また、平成 29 年 11 月から、同法に基づく木材関連事業者の登録が開始された。

このような背景の中、木材関連事業者による木材等の合法性確認等の取組を一層推進するため、平成 30 年度補正予算において、生産国における現地情報の収集が予算化され、企画競争の結果、一般社団法人日本森林技術協会と公益財団法人地球環境戦略研究機関を構成員とする共同事業体の企画が採用され、本事業が実施された。

本事業の目的は、木材関連事業者が効率的に木材等の合法性確認等の取組を実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集することである。

調査対象国は、パプアニューギニア、ソロモン諸島、ロシア、ベトナム、中国の計 5 カ国であり、それぞれの国において木材流通状況、関連法令・許認可制度、その他参考情報等が収集された。

各調査対象国の現地調査及び文献調査は平成 31 年 3 月から令和元年 11 月にかけて実施され、調査結果の詳細は本報告書の第 3 章に整理されている。

また、本事業の円滑かつ効果的な実施のため、学識経験者、業界団体、林野庁等から成る調査委員会が設置され、事業実施期間中に 3 回の調査委員会が開催された。

本事業の成果は、令和元年 12 月中旬に開催された成果報告会において広く事業者等の関係者に報告された後、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる様式で整理するとともに、本報告書にとりまとめられた。

2 事業の概要

2.1 事業の背景及び目的

TPP 協定の「環境章」において、各国における違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定された。これを踏まえて、平成 28 年 5 月に「クリーンウッド法」が制定され、1 年後の平成 29 年 5 月 20 日に施行された。そして、平成 29 年 11 月から、同法に基づく木材関連事業者の登録が開始された。

クリーンウッド法第 5 条において、事業者の責務として「木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない」と定められており、同法第 6 条において、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置について主務省令で定めるとされている。この措置において、各木材関連事業者は、自ら取り扱う木材・木材製品が合法的に伐採された木材かどうかを判断するために、「デューデリジェンス」（払って然るべき正当な注意義務及び努力）の思想を含めた適切な合法性の確認を行うこととされている。

また、国は、合法伐採木材の利用のための判断基準となるべき事項を定めるとともに、合法伐採木材の流通及び利用の促進に必要な関連情報を収集・提供することとされており、木材関連事業者が各生産国からの輸入を行う際に、効率的に合法性の確認を行い、事業が行えるよう情報を提供する必要がある。

このため、林野庁は、同庁ホームページ内に、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開しており、クリーンウッド法などの法令に加え、木材関連事業者が「合法性の確認」を行う際に有益な生産国の木材の流通状況や関係法令に関する各種情報を掲載している。

このような背景の中、木材関連事業者による木材等の合法性確認等の取組を一層推進するため、平成 27、28、29 年度の先行事業に引き続き、平成 30 年度補正予算において『『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業（大洋州地域等）』として本事業が実施された。

本事業は、「クリーンウッド法」に基づいて木材関連事業者による合法性の確認等の取組を一層推進するため、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等の取組を実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集することを目的としている。

2.2 事業の実施内容等

2.2.1 事業の内容

『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業（大洋州地域等）に係る仕様書」に示された本事業の具体的な内容は、次のとおりである。

1) 事業概要

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、以下の取組により、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集して、「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる形に取りまとめる。

2) 事業の具体的内容

事業の具体的内容は以下のとおりとする。なお、事業の実施にあたっては、あらかじめ林野庁と協議の上で実施することとする。

(1) 調査対象国

ロシア（主に極東）、パプアニューギニア、ソロモン諸島、中国、ベトナム等

(2) 調査内容

ア 森林の伐採に関する法令調査

- ・伐採に関する法令（改正状況含む）の概要
- ・伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の有無
- ・伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件

イ 木材の流通段階における法令調査

- ・木材の流通段階における法令の有無及び事例
- ・木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの有無及び事例

ウ 木材流通状況調査

- ・調査対象国の木材流通の特徴（主要な木材輸出製品、木材の原産国等）
- ・森林認証システムの導入状況
- ・違法伐採に関する情報の有無・あればその内容

2.2.2 事業実施の基本方針

事業の実施にあたっては、上記のような本事業の背景、目的、内容（貴庁の要求事項）を十分に踏まえた上で、当共同事業体のこれまでの経験・教訓や各調査員の「強み」を最大限に活かし、次の基本的な方針を掲げて、事業実施に取り組んだ。

1) 調査対象国の選定

基本的に、『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業（大洋州地域等）に係る企画競争応募要領」に記載された国を調査対象国とした。

調査対象国は、大きく次の2つに区分される。

- ①「クリーンウッド・ナビ」に既に掲載している国のうち情報の充実が必要な国：
パプアニューギニア、ソロモン諸島、ロシア（主に極東）
- ②「クリーンウッド・ナビ」に既に掲載している国のうち木材の加工品の貿易がさかんな国：
ベトナム、中国

上記①に区分される調査対象国については、「クリーンウッド・ナビ」の掲載内容を十分に確認の上、充実が必要な情報を特定し、焦点を絞った効率的な現地調査を実施した。

上記②に区分される調査対象国については、「クリーンウッド・ナビ」の掲載内容を十分に確認の上、同国が木材を輸入している生産国を特定するとともに、輸入の際の合法性確認に関する情報に焦点を絞り、効率的な現地調査を実施した。

表 2.2.1 本事業の最終的な調査対象国

調査区分	調査対象国
現地調査	【大洋州地域】パプアニューギニア、ソロモン諸島、ロシア、ベトナム、中国 計5カ国

2) 調査範囲

調査対象とする範囲、もしくは調査の枠組みを、クリーンウッド法第6条で事業者の責務として課せられた「デューデリジェンス」の基本概念に基づき、素材生産から、加工、輸出までの段階を主な調査対象とした。また、特に加工貿易国である調査対象国②については、過年度に調査済みの上記の段階の情報を必要に応じて更新すると共に、素材の輸入から再輸出までの段階を主な調査対象とした。

(1) 木材流通状況に関する調査範囲

上述の調査範囲を基本とする上で、日本への木材等の輸入状況は調査対象国ごとに異なるため、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等に取り組むために求める調査結果も国ごとに異なる。したがって、各国の木材生産及び輸出入の現況情報を整理して、調査対象国を經由して対日輸出される主要製品種目を特定した。素材生産国である調査対象国①については、その主な輸出相手先国として、日本と日本に再輸出する主な加工貿易国を特定した。一方で、加工貿易国である調査対象国②については、その主な輸入相手先国として、素材生産国を特定した。これにより、我が国を終点とするサプライチェーンの中で、調査対象国がどこに位置しており、その製品種目の木材素材の原産国はどこであるかを明確にした上で、調査対象国間の関連性も

考慮しながら情報を収集した。

(2) 「合法性の確認」に関する調査範囲

クリーンウッド法上の合法性の範囲とは必ずしも一致しないが、より幅広い合法性の情報を整理するため、EU 木材規則の合法性の範囲を参考とした。EU 木材規則の合法性の範囲は以下のような項目に定義されており、ヨーロッパ木材貿易連盟 (ETTF) もリスク評価の調査範囲としてこれを採用している。

- ☑ 合法伐採権 (土地所有権、コンセッションライセンス、森林管理・伐採計画、伐採許可)
- ☑ 税金と手数料 (ロイヤルティの支払と伐採手数料、付加価値税とその他売上・販売税、収入及び利益税)
- ☑ 木材伐採 (林業 (木材伐採) 規制、保護地域及び樹種、環境配慮事項、安全衛生、合法的な雇用)
- ☑ 第三者の権利 (慣習的な権利、自由で事前の十分な情報に基づく同意 (FPIC)、先住民の権利)
- ☑ 貿易と輸送 (樹種・量・品質の分類、貿易と輸送、外国間貿易と振替価格操作、税関規制、CITES (ワシントン条約)、デューデリジェンス/デュー・ケア)

本事業では、特に木材伐採や第三者の権利に関する項目について、持続可能性に配慮した調達で社会的な関心が高まる傾向にあるため、十分な確認を行うこととした。

(3) 「追加的措置」に関する調査範囲

クリーンウッド法では、合法性の確認ができない場合、追加的措置が必要とされている。追加的措置の手法については、EU 木材規則下のリスク低減の手法が参考になると考えられた。ETTF が EU 木材規則に忠実に策定したリスク低減の手法は、以下のように分類されている。

- ☑ 現地サプライチェーン監査 (CoCに特化)
- ☑ 森林管理ユニット (FMU) 監査 (現地FMU監査又はFMU監査に基づく文書確認)
- ☑ 認証/証明木材を要求する
- ☑ サプライヤー代替
- ☑ サプライチェーンマッピング (追加情報の要求)

本事業では、このようなリスク低減に関する手法の内訳を参考にして、各国におけるリスク情報を整理した上で、どのような追加的措置の手法が有効かを考察することとした。

また、最近の持続可能性に配慮した調達においては、監査や認証プロセスにおいて、どのようにして書類と現場・現物の実態に乖離が出ないようにするかが重要になってきているため、こうした点についての確認にも留意することとした。

2.2.3 事業の実施

本事業は、生産国における「現地情報の収集調査の実施」と、「調査委員会の開催」の2つのコンポーネントで構成され、その結果を「成果報告会の開催」に収斂させ、事業成果につなげるものである。

本事業の実施に当たっての作業フローは、図 2.2.1 に示すとおりであり、それぞれのコンポーネントの実施内容は次のとおりである。

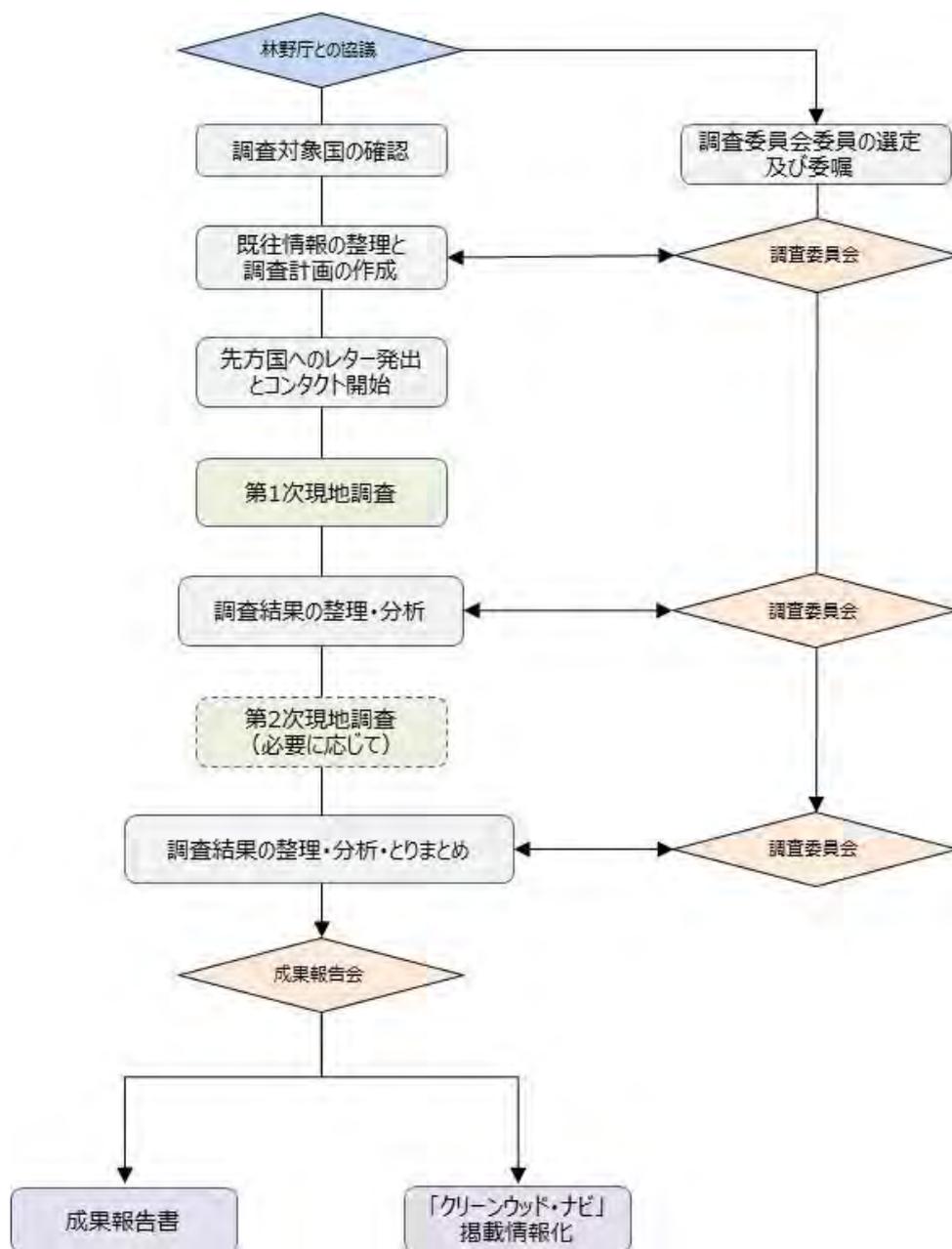


図 2.2.1 本事業実施の作業フロー

【生産国における現地情報の収集】

1) 既往情報の整理

インターネットに公開されている情報を収集して、あらかじめ各国の法令やシステムの概要を把握して、現地調査で情報収集する内容を計画した。

2) 現地調査の実施

(1) 基本的な調査手法

情報収集調査では、2.2.2 の2)調査範囲に示した段階に着目して情報を収集した。収集する情報は、主に、中央政府の森林に関する行政機関、通商産業に関する行政機関において施行している木材生産及び取扱い、流通・加工・輸出に係る法令や許認可等のシステムとし、それぞれの内容を把握するとともに、全体を体系的に把握した。

また、法令・許認可制度の運用実態を把握するために、まず、木材生産者、木材加工業者、流通業者、木材輸出業者等の業界団体等を対象に聴き取り調査を行い、業者のリストやサプライチェーンや産業連関の概況、法令・制度を遵守するための具体的な手続内容、手続に必要な書類（様式）の入手・記入・提出方法、その他手続のために必要な作業等を明らかにした。

その際、木材の輸入に際して合法性に関する配慮事項が設定されている主に EU に向けた木材の取扱いに注目しつつ、日本向け木材輸出における合法木材のトレーサビリティに焦点を当てながら、木材製品の取扱いの実態についても調査した。さらに、FSC、PEFC 及び PEFC と相互承認している各国で定められた森林認証システム等の状況についても調査した。

(2) 調査対象国ごとの調査ポイント

それぞれの調査対象国における木材等の日本への輸出状況を踏まえ、焦点を当てた調査内容は表 2.2.3 に示すとおりとした。

表 2.2.3 調査対象国ごとの調査ポイント

国名	特徴	概況	調査ポイント
①「クリーンウッド・ナビ」の掲載情報をより充実させる必要がある国			
ロシア (主に極東)		<ul style="list-style-type: none">● 製材、木質パルプなどを日本へ輸出する。● 主に中国やフィンランドを中心とする欧州に原木・製材・チップ等の輸出実態あり。● 森林伐採施業と加工輸出のリスク情報が存在する。	<ul style="list-style-type: none">● 伐採段階、木材流通段階(隣国への輸出)に焦点を当てる。● 合法性の確認手段の1つとして森林認証の有無及び運用実態を調査する。● 特に中国への輸出と中国を経由した対日輸出について、中国調査と連関して相乗的に調査を実施する。

国名	特徴	概況	調査ポイント
パプアニューギニア (PNG)		<ul style="list-style-type: none"> ● 原木を少量日本に輸出する。 ● 原木を大量に、主に中国に輸出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 伐採段階、木材流通段階(近隣国への輸出)に焦点を当てる。 ● ロシアと同様に、特に中国への輸出と中国を経由した対日輸出について、中国調査と連関して相乗的に調査を実施する。
ソロモン諸島		<ul style="list-style-type: none"> ● PNGと相似的 	<ul style="list-style-type: none"> ● PNGと同様
②木材の加工品の貿易がさかんな国			
中国		<ul style="list-style-type: none"> ● ウッドパネル、合板、製材、木炭を大量に日本へ輸出する。 ● 調査対象国①の素材生産国である3か国を含め、高リスク国と評される国々を含む多様な輸入再手先国から木材を輸入する世界最大の木材市場を形成する。 ● FLEGT-VPAにおける二国間調整メカニズムを設置して、EU行政機関が中国をハブとした多国間調整を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 過年度事業で既に木材流通状況とリスク評価に係る関連法令等の基本情報を整理していることから、その更新及びリスク低減手法について焦点を置き調査する。 ● 特にEU市場及びその事業者による中国との取引に関連する文献や統計、関係者聴取により、効率的に情報収集する。 ● 特に調査対象国①の3か国やその他のFLEGT-VPA加盟生産国からの木材輸入と連関して相乗的に調査を実施する。
ベトナム		<ul style="list-style-type: none"> ● 主に木材チップ、木製家具を日本へ輸出する。 ● 主に東南アジア諸国から原木や製材を輸入する。 ● 2018年に、インドネシアに次ぐ2番目にFLEGT-VPAを締結、TLASの導入段階にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 過年度事業で既に木材流通状況とリスク評価に係る関連法令等の基本情報を整理していることから、その更新及びリスク低減手法について焦点を置き調査する。 ● 特にEU市場及びその事業者のベトナムとの取引関連文献や統計、関係者聴取により、効率的に情報収集する。 ● 特にその他のFLEGT-VPA加盟生産国からの木材輸入や、VPA新規締結によるTLASの導入進捗に着目して調査する。

(3) その他の補完的調査手法

上述の基本的な調査手法及び調査ポイントに加えて、より効率的・効果的な情報収集・分析を行うため、文献調査と現地調査の進捗による必要性に応じて、下記の補完的調査を実施した。

①情報収集の準備のための国内聴取調査

デューデリジェンスの実践における課題や収集すべき情報のニーズを事前に調査し、調査範囲及び調査対象国ごとの調査ポイントをより明確にするため、日本国内の代表的な第1種木材関連事業者1、2件程度を対象に聴取調査を実施した。同調査を実施する場合、調査結果の部分的な報告等も行い、そのフィードバックを反映して、実践性の高い調査結果の整理を図った。

②国際会議等における情報収集

文献調査または調査対象国内の聴取調査だけでは把握が困難な、調査対象国を含む生産国・加工貿易国・消費国間の国際的かつ複雑な取組やその動向に関する情報収集と、そのための聴取調査対象者等とのネットワーク構築を効率的・効果的に実施するため、調査対象国やその近隣国等において、国際機関等が開催する国際会議等の催しを利用した。

なお、当共同事業体の構成事業者は、「クリーンウッド」利用推進事業のうち、本事業の他、「追加的措置の先進事例収集事業」も実施している。「追加的措置の先進事例収集事業」の調査対象国であるEU加盟国による、本事業の調査対象国内における追加的措置の先進事例についても、必要に応じて情報収集し、両事業が相乗的に成果を達成できるようにした。

(4) 現地調査の実施

本事業の調査対象国のうち、パプアニューギニア、ソロモン諸島、ロシア、ベトナム、中国の5カ国に関連して、下表のとおり現地調査を実施し、必要な情報を収集した。

表 2.2.4 調査対象国別の情報収集調査の概要

調査対象国	現地調査期間
ベトナム	令和元年6月24日～7月4日
パプアニューギニア	令和元年8月18日～31日
ソロモン諸島	令和元年8月31日～9月7日
ロシア	令和元年8月11日～31日、11月6日～14日
中国	令和元年9月6日～13日、10月17日～25日

【調査委員会の開催】

本事業では、生産国における現地情報を効率的かつ的確に収集するとともに、木材関連事業者が理解・活用しやすく整理することが必要であるため、林野庁の他、木材等製品の流通、合法性等に関する学識経験者、業界団体、NGO 等から成る調査委員会を設置し、委員より多角的な助言を得ながら、事業を進めた。

調査委員会委員は、林野庁担当者との協議の上、表 2.2.5 に示す 6 名を選考して委嘱した。

表 2.2.5 調査委員会委員

No.	種 別	氏 名	所 属
1	学術経験者	柿澤 宏昭	北海道大学大学院農学研究院 教授
2		立花 敏	筑波大学生命環境系 准教授
3	業界団体	奥田 辰幸	日本製紙連合会 常務理事
4		岡田 清隆	日本木材輸入協会 専務理事
5		加藤 正彦	一般社団法人全国木材組合連合会 企画部長
6	NGO	相馬 真紀子	WWF ジャパン 森林グループ長

調査委員会は、本事業の実施期間中に、3回（開始時、中間報告時、取りまとめ時）開催した。各調査委員会の開催時期、目的・内容等は、下記に示すとおりである。

表 2.2.6 調査委員会の開催時期及び目的・内容

調査委員会	開催年月日・場所	開催目的・内容
第1回	日時：令和元年5月27日（月） 13:00-15:00 場所：地球環境戦略研究機関 東京サステイナビリティフォーラム事務所 会議室	<ul style="list-style-type: none"> 委員の紹介 本事業の背景、事業内容等の説明 調査対象国の概要説明及び現地調査の実施計画案の説明 本事業の実施方針等に関する協議 等
第2回	日時：令和元年9月2日（月） 13:00-14:50 場所：地球環境戦略研究機関 東京サステイナビリティフォーラム事務所 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ベトナムにおける現地調査結果の概要説明 PNG、ソロモン諸島、ロシア、中国の事前情報収集結果の概要説明及び今後の現地調査の実施方針・方法の協議等
第3回	日時：令和元年11月22日（金） 13:00-15:30 場所：地球環境戦略研究機関 東京サステイナビリティフォーラム事務所 会議室	<ul style="list-style-type: none"> 全調査対象国の調査結果のとりまとめに係る説明 今後の報告会開催、報告書の最終化の方針・方法の協議等

【成果報告会の開催】

各調査対象国における現地調査・文献調査の結果について、「クリーンウッド・ナビ」への掲載に先がけて、木材等関係事業者、関連業界団体、NGO 等、広く関係者に報告するため、下記のとおり、成果報告会を開催した。

日時：2019年12月19日（木）

13時30分～16時30分

場所：主婦会館プラザエフ 9F 「スズラン」

〒102-0085 東京都千代田区六番町十五番

参加者数：64名



2.3 事業の実施体制

本事業を実施するに当たり、調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を行うため、それぞれの国の森林・林業政策や木材の流通に精通している技術者や、海外調査の豊富な経験を有する技術者を多く配置する必要がある。そのため、一般社団法人日本森林技術協会と公益財団法人地球環境戦略研究機関が共同事業体を形成し、本事業を実施した。

共同事業体の両調査員が調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を分担して実施した後、主幹機関である一般社団法人日本森林技術協会が、収集した情報をとりまとめて整理した。

本事業の実施体制として、共同事業体の主幹機関である一般社団法人日本森林技術協会に、管理技術者、照査技術者及び事業責任者（主査）を配置し、主査の下、共同事業体の両構成員から事業担当者を選出して本事業の実施チームを編成した。主査を含む事業担当技術者には、海外における調査業務の経験が豊富な技術者、本事業の調査対象国における業務経験を有する技術者を配置し、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えた。

さらに、調査のスケジュールや作業量に柔軟に対応できるよう、一般社団法人日本森林技術協会の事業部森林情報グループ及び企画グループにバックアップ要員を配置した。

表 2.2.7 事業実施・バックアップ体制（主な業務従事者）

区分	氏名	所属・役職
管理技術者	金森 匡彦	(一社)日本森林技術協会事業部 上席技師 森林情報グループ長
照査技術者	小林 周一	(一社)日本森林技術協会事業部 首席技師 国際協力グループ長
主査	中村 有紀	(一社)日本森林技術協会事業部 技師 森林情報グループ
業務担当者	氏名	所属・役職
	西尾 秋祝	(一社)日本森林技術協会事業部 指導役 国際協力グループ
	松本 淳一郎	(一社)日本森林技術協会事業部 主任技師 国際協力グループ リーダー
	橋口 秀実	(一社)日本森林技術協会事業部 専門技師 国際協力グループ
	米 金良	(一社)日本森林技術協会事業部 専門技師 森林情報グループ
	藤崎 泰治	(公財)地球環境戦略研究機関自然資源・生態系サービス領域森林保全タスク 研究員
	鮫島 弘光	(公財)地球環境戦略研究機関自然資源・生態系サービス領域森林保全タスク 主任研究員
	山ノ下 麻木乃	(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 森林保全タスク 主任研究員
	Henry SCHEYVENS	(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 プログラムディレクター
	(バックアップ)	
	郡 麻里	(一社)日本森林技術協会事業部 技師 森林情報グループ
	永野 裕子	(一社)日本森林技術協会事業部 専門技師 森林情報グループ
	宮部 秀一	(一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ リーダー
	島崎 奈緒実	(一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ 事務主任

3 生産国における現地情報の収集

3.1 パプアニューギニア

3.1.1 木材生産・流通の状況

1) 木材生産・流通の特徴

(1) 森林タイプ

パプアニューギニアは、南太平洋にあるニューギニア島の東半分及び周辺の大小 700 もの島からなり、国土面積は 46.2 万 km²（日本の約 1.25 倍）である。オーストラリアの北、ソロモン諸島の西、インドネシアの東、ミクロネシア連邦の南に位置し（図 3.1.1）、山岳地帯を除き国土のほとんどが熱帯雨林気候に属する。



図 3.1.1 パプアニューギニアの位置¹

パプアニューギニア国家運営委員会（National Executive Council： NEC）の決定した森林の定義²に基づくと、2013 年においてパプアニューギニアの森林面積は 35.9 万 km²、国土面

¹ The Government of Papua New Guinea (2017) Papua New Guinea National REDD+ Strategy 2017-2027.

² NEC の決定した森林の定義は、1ha 以上、樹高 3m 以上、樹木被覆率 10%以上の土地である。

積の約 77.8%を占める³。土地利用率については、その次に農地（13%）、草地（5.3%）という順番になっている（図 3.1.2）。熱帯林面積は、アジア太平洋諸島地域でインドネシアに次いで広く、世界の生物多様性の約 5%を有するといわれる⁴。こうしたパプアニューギニアの森林資源は地域住民の暮らしを支えている。人口 7.3 百万の約 85%が地方に住み、森林資源に依存した暮らしを営んでいると推定される⁵。

パプアニューギニア政府の報告⁶によると、2000 年から 2013 年にかけて 194,026ha の天然林が大規模な農業開発や地域住民の移動農業によって減少し、特に一次林での森林減少が進んでいる。また、択伐によって天然林の 11.1%が劣化した状態にあると推定される。

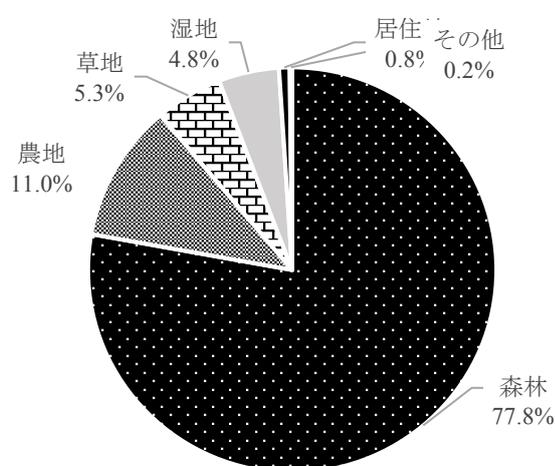


図 3.1.1 パプアニューギニアの土地利用⁷

パプアニューギニアの森林は、植生に基づき 14 タイプの森林（天然林 13 タイプと植林地）に区分される（図 3.1.3）。14 の森林タイプのうち、標高 1000m 以下の地域に分布する低地林（平野と扇状地）と低地林（丘陵地）、及び標高 1000m 以上～3000m 以下に分布する低山地林が全体の森林面積の 78%を占める。植林地面積は森林面積全体の 0.1%であり、カメレレ (*Eucalyptus deglupta*)、フープパイン (*Araucaria cumminghamii*)、クリンキーパイン (*Araucaria Hunstanii*)、テーダマツ (*Pinus taeda*)、エリオッティマツ (*Pinus elliotti*)、アカシア、ターミナリア (*Terminalia spp.*)、ゴムノキ等の造林が行われる。

³ Government of Papua New Guinea (2017) Papua New Guinea's National REDD + Forest Reference Level.

⁴ Hyslop, S., Kula, E. G. and Burrows, I. (1994) 'Status of biodiversity in Papua New Guinea.', in N. Sekhran and S. Miller (eds) Papua New Guinea Country Study on Biological Diversity. Waigani, Papua New Guinea: Dept. of Environment and Conservation, Conservation Resource Centre, pp. 67-95.

⁵ Government of Papua New Guinea (2017) Papua New Guinea National REDD+ Strategy 2017-2027.

⁶ Government of Papua New Guinea (2017) Papua New Guinea's National REDD + Forest Reference Level.

⁷ Government of Papua New Guinea (2017) Papua New Guinea's National REDD + Forest Reference Level.

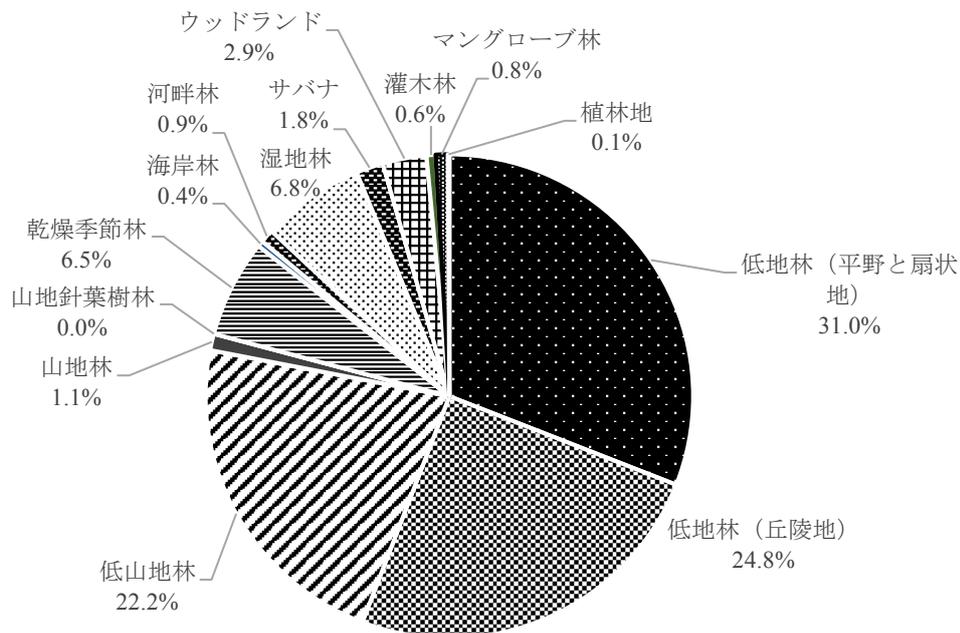


図 3.1.2 パプアニューギニアの森林タイプとその内訳 (2013年)⁸

(2) 森林所有の状況

パプアニューギニアの国土のおよそ 97%が氏族 (Clan) と呼ばれる血縁的・地縁的な諸集団によって伝統的に彼らの慣習法に基づき所有されている (表 3.1.1)。慣習的土地所有権は憲法によって認められており、1991年に制定された林業法 (Forestry Act 1991) では、森林資源に関する慣習権は完全に認識され、尊重されるべきだと規定される。国際連合食糧農業機関 (FAO) によると、2010年時点でのパプアニューギニアの森林所有の状況は以下のよう分類、報告される。

表 3.1.1 森林所有権の分類と面積⁹

所有権の区分	所有者	森林面積 (ha)	総森林面積に対する割 (%)
公有地	政府	1,007,000	3.0
私有地	慣習的土地所有者	32,532,000	96.9
	民間企業	34,000	0.1
		(計) 33,573,000	100

⁸ The Government of Papua New Guinea (2017) Papua New Guinea's National REDD + Forest Reference Level.

⁹ FAO (2015) Global Forest Resources Assessment 2015: Papua New Guinea Country Report. Available at: <http://www.fao.org/3/a-az303e.pdf>.

慣習地では、通常、氏族単位で土地利用の取り決めが認められており、外国人投資家を含む民間事業者は慣習地を直接購入したり、賃借したりすることはできない。一般的に森林伐採を含む土地利用に関する事業は、パプアニューギニア政府がその土地の利用権を慣習的土地所有から取得したうえで、政府が当該投資家に貸し付けるという制度になっている。

(3) 木材生産・輸出の状況

2018年の丸太の輸出量は404万m³、FOB価格（本船渡し値）は、3.93億米ドルに達し、パプアニューギニア政府に対して支払われた税金と手数料は1.28億米ドルであった¹⁰。輸出額全体に占める木材の割合は2%であるが¹¹、産業活動の少ないパプアニューギニアにおいては、経済的にまた雇用の源としても林業に対する期待は大きく、さらに政府の収入および外貨源としても役割は大きい。

表3.1.2にパプアニューギニアにおける木材の生産、国内消費、輸入、輸出の概況について示す。パプアニューギニアでは、主に外国企業による輸出を目的とした丸太生産が林業の基盤となっており、国内で製材やベニヤ、合板として生産される量は、丸太に比べて非常に小さい。生産された丸太の89%が輸出用である。パプアニューギニアでは、マレーシア系の企業が、数万ha～数十万haに渡る慣習地の伐採権を取得し、天然林択伐施行を実施しているケースが多いといわれる¹²。

表 3.1.2 木材及び木材製品の生産と輸出量（1000m³）（2015年）¹³

品目	生産量	輸入量	国内消費量	輸出量
丸太	4,100	0	451	3,649
製材	82	1	57	27
ベニヤ	63	0	58	5
合板	29	7	30	7

パプアニューギニアの木材樹種は、熱帯のアジア諸国と異なりメランチ類などのフタバガキ科の樹種が少ないが、比較的多くの樹種構成となっている¹⁴。表3.1.3に2018年に輸出された丸太の主要樹種とその量を示す。5樹種によって輸出量の42%が占められ、ムクロジ科の Taun の占める割合が17.9%と最も多く、次いでマメ科の Kwila（7.2%）という順序で

¹⁰ SGS (2019) Log Export Monitoring Monthly Report for December 2018 to the Papua New Guinea Forest Authority.

¹¹ World Bank (2019) Papua New Guinea Economic Update: Recovery Amid Uncertainty.

¹² 鈴木清史, 渡辺達也, 原口正道『パプアニューギニア JICA 森林資源モニタリング能力向上プロジェクトについて』海外の森林と林業, 87, 2013年

¹³ ITTO (2017) 「Biennial Review and Assessment 2015-2016 (full edition)」から作成

¹⁴ 須藤彰司『パプアニューギニアの木材および木材事情』熱帯林業, 11, 1998年

ある。

表 3.1.3 輸出された丸太の主要樹種と量 (2018 年) ¹⁵

樹種名		輸出量 (m ³)	全体に対する割合 (%)
Taun	<i>Pometia pinnata</i>	722,810	17.9
Kwila	<i>Intsia spp.</i>	292,321	7.2
Malas	<i>Homalium foetidum</i>	252,021	6.2
Terminalia	<i>Terminalia spp.</i>	215,711	5.3
Catophyllum	<i>Calophyllum spp.</i>	211,373	5.2
その他樹種	-	2,345,998	58.0
全ての樹種	-	4,040,234	-

丸太と製材の輸出先及び輸出額の推移を図 3.1.4 と図 3.1.5 にそれぞれ示す。

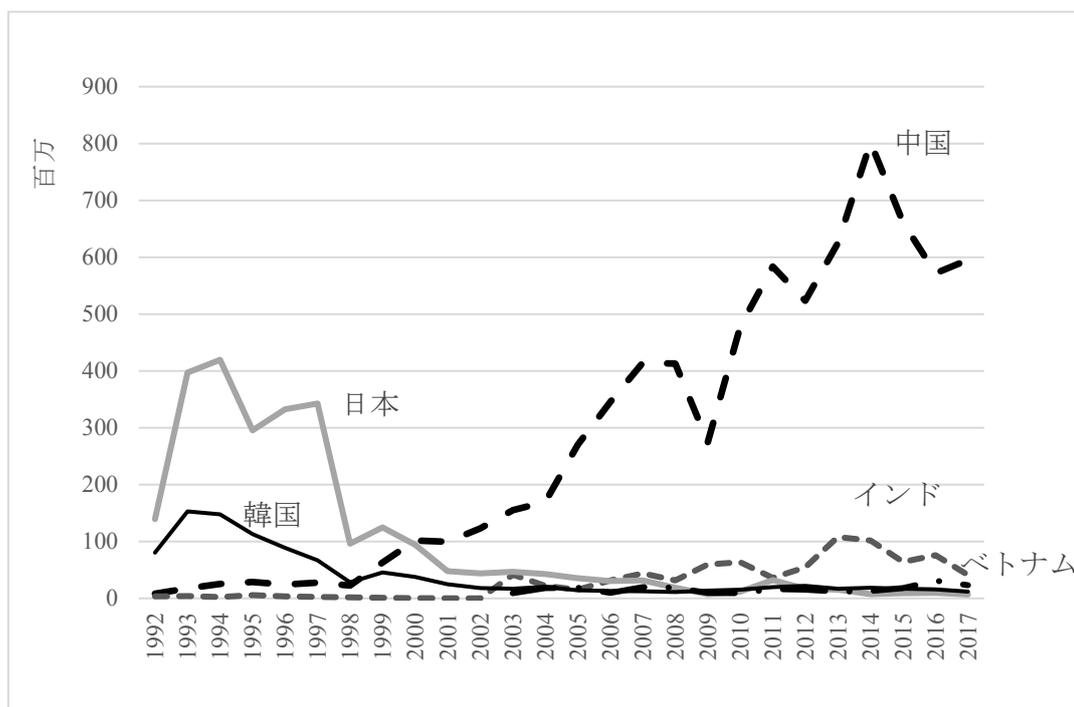


図 3.1.4 パプアニューギニアの丸太輸出先と輸出額の推移 (米ドル) ¹⁶

¹⁵ SGS (2019) 「Log Export Monitoring Monthly Report for December 2018 to the Papua New Guinea Forest Authority」から作成

¹⁶ UN COM Trade (<https://comtrade.un.org/data>) から作成

丸太に関しては、1990 年後半まで日本が最大の輸出先であったが、2000 年以降は中国が最大の輸出国となっている。2017 年の中国への輸出は全体の 88%を占め、次いでインド（6%）、ベトナム（3%）、韓国（2%）、日本（1%）であった。また、中国にとってパプアニューギニアは最大の丸太供給国である。

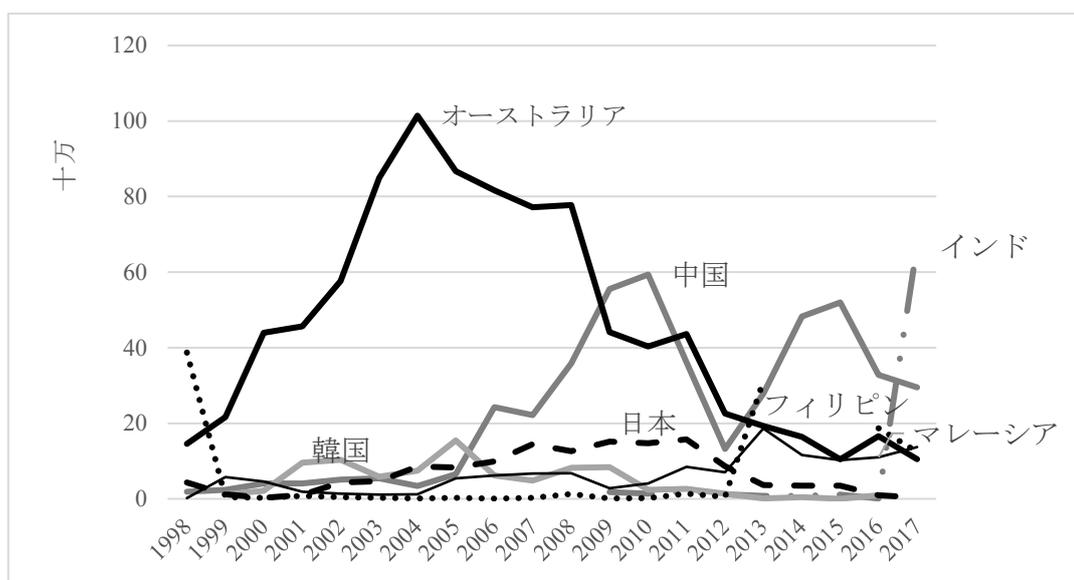


図 3.1.3 パプアニューギニアの製材輸出先と輸出額の推移 (米ドル) 17

製材に関しては、2008 年まではオーストラリアが主要な輸出先であったが、それ以降は減少し、中国への輸出が増加した。また 2016 年以降はインドへの輸出が急激に増加した。2017 年において製材の輸出先の順位はインド（50%）、中国（22%）、マレーシア（10%）、フィリピン（10%）、オーストラリア（8%）であった。

製材の輸出額は丸太の輸出額の 1%ほどと少額であるが、パプアニューギニア政府は木材加工製品の輸出量増加を目標に挙げている。2010 年に発表された 20 年間の国家開発戦略「パプアニューギニア開発戦略計画 2010-2030」には、木材加工製品の輸出を木材輸出全体の 80%に高める目標が含まれる。また「中期的開発計画 2018 年-2022 年 (Medium Term Development Plan III : MTDP 3)」においても丸太の輸出を抑え国内加工業を促進する目標が掲げられている。2019 年 5 月に発足した James Marape 政権のもと、国内加工業の促進について首相や森林大臣等が発言を行っているが¹⁸、そのために必要な社会資本、投資条件、法制度等に課題があり、具体的な行動や政策は発表されていない。

¹⁷ UN COM Trade (<https://comtrade.un.org/data>) から作成

¹⁸ 森林大臣は、毎年 10%ずつ国内加工量を拡大し、2025 年までに 50%の増加目標を述べた (Papua New Guinea Post Courier Online, 2020 年 1 月 20 日) <https://postcourier.com.pg/govt-increased-export-tax-on-logs-to-fetch-k450m/>

2) 森林認証システムの導入状況

2019年12月時点において、FSC 森林管理認証2件、管理木材3件、CoC 認証が4件ある(表 3.1.4)。パプアニューギニア政府は、森林認証促進のための政策手段を特に取っていない。別の森林認証制度である PEFC は、パプアニューギニアでは2019年12月時点では活用されていない。

表 3.1.4 パプアニューギニアにおける FSC 森林認証システムの状況¹⁹

ライセンス	認証	組織	発行年月日	有効期限
FSC-C008345	CoC、管理木材	Amalpack Ltd - Lae	2019年8月14日	2024年8月3日
FSC-C019117	管理木材	Open Bay Timber Ltd.	2018年12月4日	2022年10月9日
FSC-C103694	森林管理、CoC	Open Bay Timber Ltd.	2018年12月4日	2021年9月10日
FSC-C107427	CoC	Stettin Bay Lumber Company Limited	2016年8月23日	2021年8月22日
FSC-C125018	森林管理 (バルサ植林地)	3A Composites PNG Ltd.	2015年4月7日	2020年4月6日
FSC-C123469	CoC	3 A Composites PNG Ltd.	2014年12月2日	2020年6月1日

パプアニューギニアにおいて森林認証件数が少ない理由として、最大の輸出先である中国のマーケットが認証材を求めていることが挙げられる。

¹⁹ FSC「認証取得者の検索」(<https://info.fsc.org/certificate.php?lang=JPN#result>) から作成

3) 違法伐採の関連情報

パプアニューギニアでは、慣習地における林業が前提であることから、慣習的土地所有者との合意形成が木材の合法性に関して重要な要素となる²⁰。また、パプアニューギニア中央銀行²¹ は、木材ビジネスにおける汚職に関連した違法伐採問題とそれによる税収の損失を指摘する。具体的には、天然林皆伐を伴う農業開発に係る手順の遵守問題、輸出時の価格操作や輸出量や樹種の虚偽申告等が挙げられる。

農業開発を目的とした皆伐については、特に国連機関、パプアニューギニア政府諮問委員会 (COI)、国際 NGO 等から合法性のリスクが指摘されている。2018 年に国連高等人権弁務官は、立ち退き問題など地域住民の合意されないまま皆伐を伴う農業開発事業が行われていると指摘した²²。また、2013 年にパプアニューギニア政府諮問委員会 (COI) が作成した最終報告書²³ は、申請から承認における不透明さ、汚職と政治的圧力、慣習的土地所有者との合意の欠如などを報告した (詳細は、セクション 3.1.2.5) に記す)。同様に、国際 NGO である NEPCon²⁴ や Global Witness^{25, 26} も慣習的土地所有者と合意形成の問題や許可されていない地域での伐採など違法リスクについて指摘する。

また英国国際問題研究所 (通称、Chatham House)²⁷ は、丸太輸出における違法な価格操作の可能性を指摘する (詳細は、セクション 3.1.4.2)(1)に記す)。

民間機関である Société Générale de Surveillance (SGS) は、パプアニューギニア政府と契約を結び 1994 年から船舶に積載される丸太の検査 (樹種と量) を実施している。SGS の 2019 年の報告書²⁸の報告書によると、2018 年 12 月において輸出用に丸太を積載した 104 船舶の内、28 船舶で丸太の申告漏れ又は樹種の虚偽情報が見つかった。

²⁰ Scheyvens, H. et al. (2016). Legal framework, legality risks and risk mitigation. Hayama, Japan.

²¹ Bank of Papua New Guinea (2017) Money Laundering and Financing of Terrorism National Risk Assessment.

²² UN OHCHR (2018) UN human rights chief urges Papua New Guinea to combat corruption and strengthen rule of law. Available at: <https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=22644&LangID=E>.

²³ Numapo, J. (2013) Commission of Inquiry into Special Agriculture & Business Leases (SABL): Final Report. Port Moresby, Papua New Guinea.

²⁴ NEPCon (2017) Timber legality risk assessment: Papua New Guinea: Version 1.2. doi: 10.1007/BF00235442.

²⁵ Global Witness (2017) Stained Trade: How U.S. Imports of Exotic Flooring from China Risk Driving the Theft of Indigenous Land and Deforestation in Papua New Guinea.

²⁶ Global Witness (2018) A Major Liability: Illegal logging in Papua New Guinea's timber sector and global reputation.

²⁷ Lawson, S. (2014). Illegal logging in Papua New Guinea. London.

²⁸ SGS (2019) Log Export Monitoring Monthly Report for December 2018 to the Papua New Guinea Forest Authority.

3.1.2 森林伐採の関連法令・書類・証明システム等

1) 森林伐採に関する行政の体制

林業に関するパプアニューギニアの政府機関とその役割を表 3.1.5 に取りまとめる。複数の政府機関が関連するが、特に森林資源の管理、利用、保全を管轄する政府機関は、PNG 森林公社（Papua New Guinea Forest Authority: PNGFA）である。

表 3.1.5 森林に関する行政機関

政府機関	役割
PNG 森林公社 (PNGFA)	森林管理、伐採、保全、林産物の輸出を管理
PNG 環境保護・保全公社 (CEPA)	伐採や農業開発に関する環境計画を承認
農業畜産省 (Dept. of Agriculture and Livestock: DAL)	農業開発のための土地利用許可を発行
国土計画省 (Dept. of Lands and Physical Planning: DLPP)	インフラストラクチャーの開発許可を発行

林業法（1991 年）に基づき 1993 年に PNG 森林公社が設立され、現在の森林行政体制とその責務が定められた。PNG 森林公社は国家森林委員会（National Forest Board: NFB）と国家森林サービス（National Forest Service: NFS）から成る（図 3.1.6）。国家森林委員会は 10 人のメンバーから構成され²⁹、その主な目的は、持続的森林管理実現のために森林大臣に政策アドバイスを提供し、PNG 森林公社長官を通じて国家森林サービス（NFS）に指針を提供することである。国家森林サービスは、森林行政の実務を担当し、6 つの局から構成される。6 つの局の内、プロジェクト配分局（Project Allocations Directorate）が、森林の利用と伐採に必要な許可を管理する。また、同局は木材の輸出許可に係る手続きを担当する他、林業参加事業者（Forest Industry Participant : FIP）と呼ばれる民間事業者が伐採や販売などの林業活動を実施するために必要な登録（附属資料 1）や製材所等の登録を行う。

また、地域、州レベルでは、PNG 森林公社は 5 つの地域事務所³⁰と 19 州に州事務所を設置している。州レベルにおける多様な利害関係者に対するコンサルテーションと意見調整を提供するために、19 の州では森林管理委員会（Provincial Forest Management Committee: PFMC）³¹が設置された。

²⁹ 国家森林委員会のメンバーには以下が含まれる：PNG 林業公社長官、国家計画・モニタリング事務総長（Secretary for National Planning & Monitoring）、PNG 保全・環境保護公社長官、PNG 森林産業協会代表、森林技師協会代表と森林セクターに関連する州や地方政府、土地所有者、女性、市民社会グループの代表

³⁰ 南部地方（Southern region）、モマセ地方（Momase region）、ニューギニア諸島地方（New Guinea Islands region）、西地方（Area West）、山岳地方（Highland region）に PNG 森林公社は地方事務所を設ける

³¹ 州森林管理委員会のメンバーは以下が含まれる：州政府高官、国家森林サービス職員（PNG 森林公社地方事務所の代表）、慣習的土地所有者グループの代表、市民社会の代表

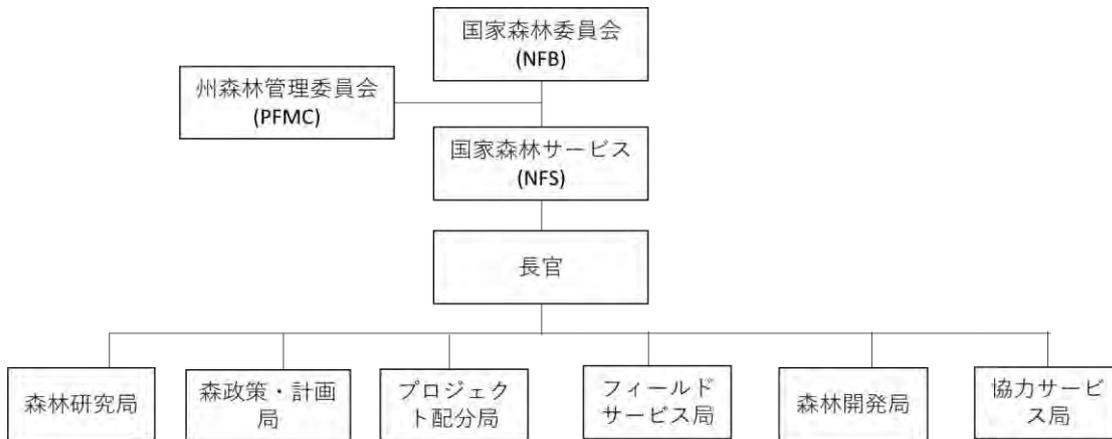


図 3.1.4 PNG 森林公社の組織図

2) 法令の概要

森林伐採に関連する主要な法律を表 3.1.6 に示す。

表 3.1.6 パプアニューギニアの木材生産、流通に関する主な法令

法令	内容
パプアニューギニア独立国憲法 (1975 年制定、2002 年改正)	<ul style="list-style-type: none"> ・慣習法の適用の範囲を広く認め、慣習的土地所有権を保証 ・「慣習は基層法 (Underlying law) の一部として、慣習法は受容され、適用・執行されなければならない」と規定
林業法 (Forestry Act 1991) (2000 年、2006 年、2010 年改正)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の保全、開発、管理について規定 ・森林の利用権と伐採制度を規定し、森林管理合意 (FMA) を通じた政府による慣習地所有者との合意形成と事業者に対する伐採許可発行の手順を明示
土地法 (Land Act 1996)	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の利用について規定 ・国が、私人や企業に対して、農業、牧畜、ビジネス、居住などを目的に慣習地をリースする権利を認め、特別農業ビジネスリース (SABL) を規定
土地グループ法人化法 (Land Group Incorporation Act 1974) (2009 年改正)	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用・開発のために慣習地の登録に必要な要件と手続きについて規定 ・登録した慣習的土地所有者グループの総会などの意思決定に関する規定を設定
環境法 (Environment Act 2000) (2010 年改正)	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採などの活動に関する環境インパクト評価についてその基準とルールを規定
関税法 (Customs Tariff Act 1990)	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出税について規定

表 3.1.6 に示した法的枠組みの内、特に 1991 年に制定された林業法がパプアニューギニアにおける森林管理について包括的に規定した現行法規であり、森林行政体制、慣習地における伐採制度と許可、ロイヤリティや税金の支払い等を定める。林業法（1991 年）は、1998 年に制定された林業規則（Forestry Regulation 1998）と複数のガイドラインによって詳細が補完されている（表 3.1.7）。

表 3.1.7 森林伐採に関するガイドライン

	ガイドライン
①	「木材許可における天然林伐採の計画策定・モニタリング・管理手順」 “Planning, monitoring and control procedures for natural forest logging operations under Timber Permit: PMC” ・木材許可（Timber Permit）における天然林択伐に必要な計画（5 年間計画、年間伐採計画、伐採区画計画）と、政府による承認、モニタリング、管理手順を規定（1995 年制定）
②	「パプアニューギニアにおける択伐基準」 “Key Standards for Selective Logging in Papua New Guinea” ・天然林の択伐施行について遵守すべき 24 の基準を規定（1995 年制定）
③	「伐採施行規則」 “Logging Code of Practice : LOCP” ・天然林択伐における伐採施行の規則、基準、手順を規定 ・伐採を禁止する地形と場所、林道設計、林班伐採計画の詳細、伐採方法、廃棄物処理方法、労働者安全、伐採キャンプの衛生等の基準を規定（1996 年制定）
④	「天然林から伐採した樹種の特定・スケーリング・報告に関する手順」 “Procedures for the Identification, Scaling and Reporting on Logs Harvested from Natural Forest Logging Operations” ・天然林での伐採後の貯木場における丸太の計測、樹種と体積の報告手順を策定
⑤	「林班伐採のモニタリングと管理記録簿」 “Set-up monitoring and control logbook” ・PNG 森林公社監督官が伐採の監督（林班伐採計画の承認、伐採施行中のモニタリング、伐採後の評価）を行い報告するための記録簿 ・確認、評価する項目と手順を規定

3) 許認可制度および関連書類の概要

林業法（1991 年）によって、パプアニューギニアにおける木材生産は以下の 3 つの伐採制度に分類される。

- 森林管理合意（Forest Management Agreements : FMA）：天然林択伐
- 木材権（Timber Authorities: TA）：小規模の天然林択伐、皆伐、植林地伐採
- 皆伐権（Forest Clearing Authority: FCA）：天然林皆伐

また、林業法（1991 年）によって現行制度としては森林管理合意（FMA）にとって代わられ新たに承認されることはないが、現在も期限が有効な以下の旧制度からの伐採が認められている。

- 木材権利購入（Timber Rights Purchase : TRP）：天然林択伐
- 地域森林範囲（Local Forest Areas : LFA）：天然林択伐

これら 5 つの伐採制度と各制度において伐採に必要な許可、制度の有効期限、伐採に必要な計画について表 3.1.8 に取りまとめる。

表 3.1.8 パプアニューギニアの伐採制度と必要な許可、期限及び計画

制度	許可	伐採タイプ	期限	必要な計画
森林管理合意 (FMA)	木材許可 (TP)	天然林択伐	50 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 年間計画 ・ 年間伐採計画 ・ 伐採区画計画
木材権 (TA)	TA-1 (国内加工用の伐採)	天然林択伐	1 年以下	-
	TA-2 (道路建設： 幅 40m、 長さ 12.5 km 以下)	天然林皆伐	1 年以下	-
	TA-3 (50ha 以下の皆伐)	天然林皆伐	1 年以下	-
	TA-4 (非木材林産物)	-	1 年以下	-
	TA-5 (植林)	植林木伐採	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 年間計画 ・ 年間伐採計画 ・ 伐採区画計画
特別農業 ビジネスリース (SABL)	皆伐権 (FCA)	天然林皆伐	最長 99 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ FCA 計画 ・ 5 年間計画 ・ 年間伐採計画 ・ 伐採区画計画
木材購入権 (TRP)	木材許可 (TP)	天然林択伐	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 年間計画 ・ 年間伐採計画 ・ 伐採区画計画
地域森林エリア (LFA)	木材許可 (TP)	天然林択伐	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 年間計画 ・ 年間伐採計画 ・ 伐採区画計画

表 3.1.8 の示すよう、制度によって伐採に必要な許可と計画が異なる。また制度によって適用されるガイドラインも異なる。「伐採施行規則 (Logging Code of Practice : LOCP)」は天然林択伐である森林管理合意 (FMA)、木材購入権 (TRP)、地域森林エリア (LFA)、TA-1 に適用される。「木材許可における天然林採の計画策定、モニタリング、管理手順 (PMC)」は、基本的に木材許可 (TP) における手順を規定しており、森林管理合意 (FMA)、木材購入権 (TRP)、地域森林エリア (LFA) が対象となる他、木材権 (TA) の一部手順に適用される。一方で、皆伐権 (FCA) には、「伐採施行規則 (LOCP)」及び「木材許可における天然林伐採の計画策定・モニタリング・管理手順 (PMC)」は適用されない。

PNG 森林公社は、皆伐権 (FCA) を除くコンセッションの地図 (図 3.1.7) を作成し、一般に販売する。地図では、森林管理合意 (FMA)、木材購入権 (TRP)、地域森林エリア (LFA) の位置が示され、地図上の表には各伐採許可の情報 (プロジェクト ID、プロジェクト名、面積、伐採制度タイプ、状況、開始日と期限) が含まれる。

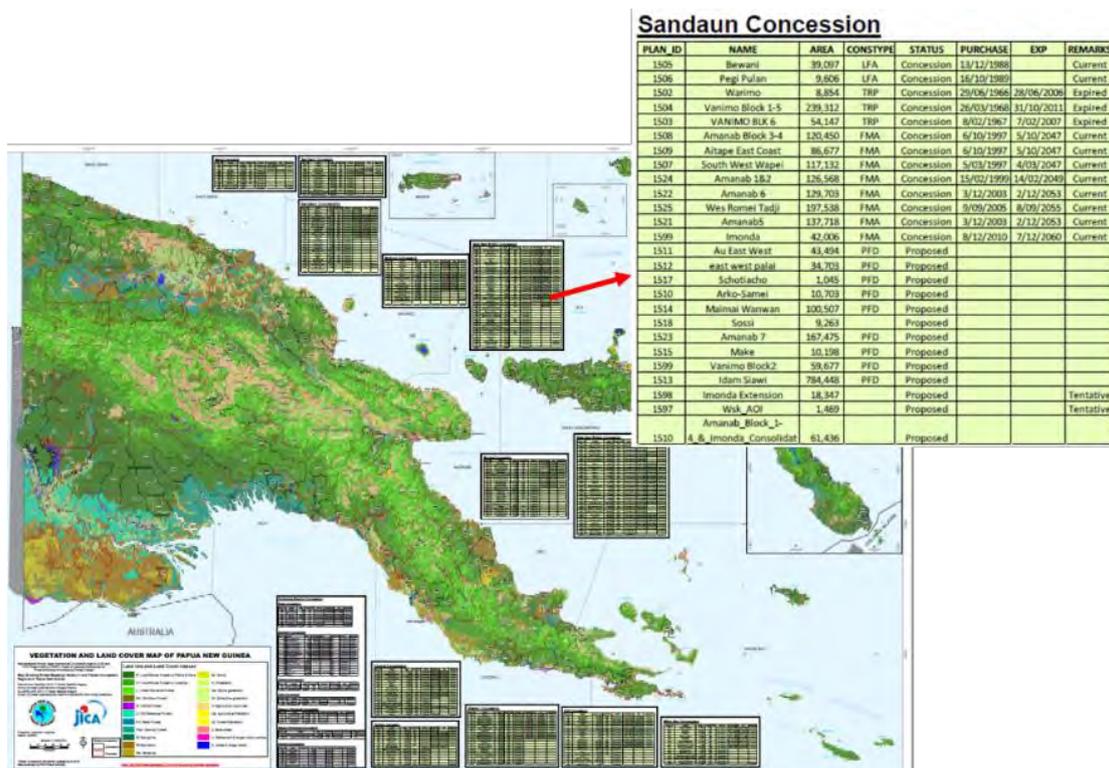


図 3.1.5 パプアニューギニアの森林コンセッション地図

※地図は PNG 森林公社で販売される。

PNG 森林公社によると、2019 年において、森林管理合意 (FMA) 16 件、皆伐権 (FCA) 42 件、木材購入権 (TRP) 58 件、地域森林エリア (LFA) 18 件が操業中である³²。図 3.1.8

³² PNG Forest Authority (2019) Draft the development of a PNG Timber Legality Verification System: Mission output.

にて、2018 年における伐採制度毎の丸太輸出量の割合を示す。現行法における主要な天然林択伐コンセッション制度である森林管理合意 (FMA) からの丸太は、全丸太輸出量の 17% であり、皆伐許可 (FCA) に由来する丸太 (21%) の方が多い。木材権 (TA) に由来する丸太が全体の 3% を占めるが、これはほとんどが植林木である。また、旧制度である木材購入権 (TRP) と地域森林エリア (LFA) から生産される丸太は全体の 41% に達する。

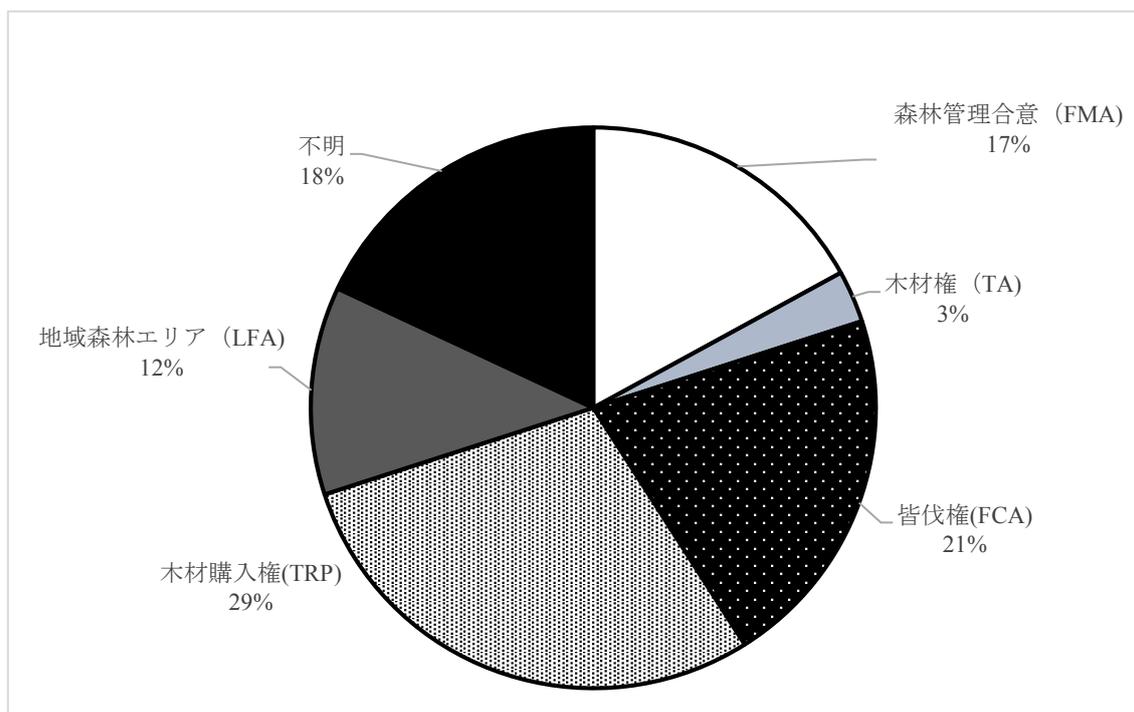


図 3.1.6 伐採制度毎の丸太輸出量の内訳 (2018 年) ^{33, 34}

(1) 森林管理合意 (Forest Management Agreements : FMA)

林業法 (1991 年) によって規定された主要な天然林択伐のコンセッション制度である。PNG 森林公社が慣習的土地所有者から当該地域の伐採権を取得し、事業者にリースする。有効期限は 50 年である。森林管理合意 (FMA) において伐採を行うには、事業者は木材許可 (Timber Permit: TP) と呼ばれる許可が必要となる (附属資料 2)。林業法 (1991 年) によって、森林管理合意 (FMA) において慣習的土地所有者との合意形成から伐採の承認までのステップが定められる (表 3.1.9)。

³³ SGS (2019) 「Log Export Monthly Report December 2018」から作成

³⁴ 伐採制度の区分がつかない制度については不明とした。この不明には森林管理合意 (FMA)、木材購入権 (TRP)、地域森林エリア (LFA) が含まれる。

表 3.1.9 森林管理合意（FMA）のプロセス

段階	ステップ
プロジェクト 形成段階	1. PNG 森林公社による対象とする森林の特定
	2. 対象とする森林が国家及び州森林計画に含まれる
	3. PNG 森林公社による森林資源調査簿の作成（対象面積の1%）
	4. PNG 森林公社による慣習的土地所有者に対する啓蒙
	5. 慣習地と地所有者の登録
	6. PNG 森林公社による森林管理合意の準備
	7. 州森林管理委員会による森林管理合意の承認
	8. 慣習的土地所有者による合意署名
	9. 国家森林委員会による承認
	10. 森林大臣による署名
森林伐採 プロジェクトの 形成と合意	11. PNG 森林公社による開発オプション調査（DOS）
	12. 州森林管理委員会による森林プロジェクト開発ガイドライン作成
	13. 一般競争入札
	14. DOS の報告書提出とプロジェクト開発ガイドライン
	15. 州森林管理委員会による事業提案書の評価
	16. 州森林管理委員会による事業提案書の評価報告書
	17. 国家森林委員会による事業者候補の承認
	18. 事業者選定に関する国家森林委員会による 森林大臣へのコンサルテーション
	19. 事業者との交渉のための国家チームの任命
	20. 事業者選定のためのパラメーター作成
	21. 事業合意に関する事業者との交渉
	22. 国家森林委員会によるプロジェクト合意の承認
	23. 国家森林委員会によるステークホルダーコンサルテーション
	24. 財務大臣による承認
	25. 国家森林委員会による承認
	26. CEPA による環境計画書の承認
	27. 事業者による木材許可（Timber Permit）の申請
	28. 森林大臣による木材許可（Timber permit）の発行
事業者による 計画作成と 伐採の承認	29. 事業者による5年間計画の作成と提出（PNG 森林公社長官が承認）
	30. 事業者による年間採計画の作成と提出（PNG 森林公社長官が承認）
	31. PNG 森林公社による伐採の承認

森林管理合意（FMA）のプロセスは、PNG 森林公社による森林資源調査簿の作成と土地所有権保持者に対する啓蒙活動から始まる。林業法によって、対象とする土地の慣習的所有者は、土地グループ法人化法の下、土地所有者グループ（Incorporated Land Group: ILG）として登録をする必要がある。さらに、林業法（1991 年）は、対象とする慣習地に住む成人メンバーの 75%が書面上で合意を示さなければならないと定める。PNG 森林公社が森林管理合意（FMA）を通じて取得した伐採権を登録した森林産業参加者（FIP）に付与するために、政府は、提案している地域の開発オプション調査（Development options study: DOS）を実施し、事業を公募しなければならない。州森林管理委員会（Provincial Forest Management Committee: PFMC）は、習慣土地所有者と協議し、プロジェクト開発のためのガイドライン案を作成し、国家森林委員会（NFB）に提出する。国家森林委員会（National Forest Board: NFB）は、事業公募の際に、このガイドラインを用いる。事業者からの事業提案書は州森林管理委員会（PFMC）によって評価され、推薦書とともに国家森林委員会（NFB）へ報告される。国家森林委員会（NFB）は森林大臣と協議し、プロジェクト合意（Project agreement）の交渉を行うよう州森林管理委員会（PFMC）に命じる。州森林管理委員会（PFMC）は国家森林委員会（NFB）にプロジェクト合意を提出し、事業者に木材許可（TP）（附属資料 2）を付与するよう森林大臣に求める。また木材許可（TP）の発行を受けるためには、事業者は環境配慮計画（Environmental Plan）（附属資料 3）、環境モニタリング計画（Environmental Monitoring Plan）、廃棄物管理計画（Waste Management Plan）を作成の上、監視責任者のリストとともに PNG 環境保護・保全公社（CEPA）に提出し、承認を受けなければならない。なお、毎年の伐採量が 7 万 m³ 以上の森林管理合意（FMA）については、事業者は環境インパクトステートメント（Environmental Impact Statement）を作成し、PNG 環境保護・保全公社（CEPA）からの承認が必要となる。

木材許可（TP）を取得した事業者は、5 年間計画（5-year Forest Working Plan）、年間伐採計画（Annual Logging Plan）を作成、PNG 森林公社に提出する。さらに、事業者は約 150ha の面積を対象とする伐採区画計画（Set-up Plan）を決定し、プロジェクト監督者（Project supervisor）³⁵に提出して、承認を受けなければならない。

(2) 木材権（Timber Authorities: TA）

木材権（TA）（附属資料 4）は、下記に示した 5 つのタイプの伐採に対して発行される。

- TA-01: 国内製材を目的とした年間 5,000 m³ 以下の天然林択伐
- TA-02: 幅 40m、長さ 12.5 km 以下の道路建設のための伐採
- TA-03: 50ha 以下の農業もしくはその他の土地利用を目的とした皆伐

³⁵ PNG 森林公社は、林業経営を監視するために、それぞれのコンセッションにプロジェクト監督者を配置する。プロジェクト監督者の役割には、伐採業務が伐採実施規約（LOCP）と PNG における択伐のための基本基準（Key Standards for Selective Logging in PNG）を満たしていることを保証することが含まれる。

- TA-04: 非木材林産物の収穫
- TA-05: 植林地における伐採

国内製材を目的とした TA-01 から生産された木材は丸太のまま輸出することはできない。事業者は、木材権 (TA) の申請を PNG 森林公社に対して行う。国家森林委員会 (NFB) の承認の後に州森林管理委員会 (PFMC) が申請を評価する。国家森林委員会 (NFB) の同意の上、州森林管理委員会 (PFMC) を代表して州森林行政議長 (Provincial Chairman for Forestry Matte) が木材権 (TA) を発行する。

(3) 特別農業ビジネスリース (Special Agricultural Business Leases: SABL) のための皆伐権 (Forest Clearance Authorities : FCA)

特別農業ビジネスリース (SABL) は、油ヤシ等のプランテーション開発を目的とした農業事業許可である。1996 年に制定された土地法の適用により、慣習的土地所有者の合意の上、国に対し慣習地がリースされ、これを農業開発目的のため事業者にリースする。特別農業ビジネスリース (SABL) の発行された土地に存在する天然林は、伐採、輸出が可能となる。

土地のリースは、国土計画省 (DLPP) によって認可された後、提案事業に対する農業畜産省 (DAL) の承認が必要となる。なお、道路建設の場合には、公共事業省 (Department of Works and Transport) の承認が必要となる。



写真 3.1.1 特別農業ビジネスリース (SABL) の油ヤシのプランテーション
(西スペック州)

農業開発のための土地権のリース期間は、最大 99 年である。特別農業ビジネスリース (SABL) の下、伐採を行うためには、事業者は皆伐権 (Forest Clearance Authorities : FCA) (附属資料 5) を取得する必要がある。皆伐権 (FCA) は林業法によって規定され、50ha 以

上の農業または他の土地利用開発と 12.5km 以上の道路建設を目的とした天然林の皆伐のために発行される。

皆伐権（FCA）を申請するためには事業者は国土計画省（DLPP）と農業畜産省（DAL）からの事業承認が必要となる。さらに申請事業者は、環境インパクト評価（Environmental Impact Assessment: EIA）を実施し、環境インパクトステートメント（Environmental Impact Statement）を PNG 環境保護・保全公社（CEPA）に提出、承認を受ける必要がある。

皆伐権（FCA）の申請書は PNG 森林公社が評価を行い、国家森林員会（NFB）が政府機関と民間事業者に対して公聴会を実施し、公聴会のサマリーが作成される。その後、事業が予定される州の州森林管理委員会（PFMC）が申請を評価し、国家森林委員会（NFB）に対して報告する。国家森林員会（NFB）は森林大臣を通じて、国家運営委員会（NEC）³⁶に報告する。最終的に国家運営委員会（NEC）が判断し、森林大臣が皆伐権（FCA）の発行を行う。

(4) 木材購入権（Timber Rights Purchase: TRP）

1991 年以前には、PNG 政府が慣習的土地所有者から木材の権利を購入し、それを事業者にリースすることが認められており、木材購入権（TRP）は、林業法（1991 年）によって森林管理合意（FMA）が規定される以前の主要な天然林択伐コンセッションメカニズムであった。木材購入権（TRP）を取得した事業者が伐採するには木材許可（TP）が必要となる。

(5) 地域森林エリア（Local Forest Area: LFA）

慣習的土地所有者は、土地所有者事業体を自ら組織し、民間事業者と直接、伐採・販売合意（logging and marketing agreement : LMA）を結ぶことが認められていた。伐採・販売合意（LMA）のもと伐採には、木材許可（TP）が必要である。

³⁶ 国家運営委員会（NEC）は内閣に相当する首相と全閣僚が参加する意思決定メカニズムである。

4) 伐採規則

(1) 伐採計画と手順

林業参加事業者（FIP）として登録された事業者は、それぞれの伐採制度に必要な許可の内容に従って伐採を行う。

林業法及び「木材許可における天然林伐採の計画策定・モニタリング・管理手順（PMC）」に従い、天然林択伐制度である森林管理合意（FMA）、木材購入権（TRP）、地域森林エリア（LFA）では、事業者は5年間計画、年間伐採計画、伐採区画計画の作成が定められる（表 3.1.10）。

表 3.1.10 木材許可（TP）で必要な計画

計画	内容	地図	森林資源調査	承認者
5年間計画	事業概要と 5年間の事業計画	5万分の1	対象の1%	PNG 森林公社
年間伐採計画	年間に作業する 林班を示す伐採計画	2万5千分の1	対象の1%	PNG 森林公社 地方事務所
伐採区画計画	伐採区画の 最小単位の伐採計画	1万分の1	対象の10%	PNG 森林公社 監督官

伐採区画計画は約150haの伐採区画最小単位の計画であり、承認されれば約2～3週間で伐採施行が完了する。林班伐採計画には、対象面積の10%に相当する面積の森林資源調査簿が作成される。計画では伐採予定樹木、詳細な林道や土場、河川とバッファゾーン等が示される。さらに、慣習的土地所有者が参加し、林班内に存在する文化、歴史的に重要な場所や樹木特定され、伐採から除外される（図 3.1.9）。伐採区画計画に従い、当該区画の伐採が終了すると、PNG 森林公社監督官により、事後評価が行われ、伐採区画閉鎖証明書（Set-up Clearances）が発行される。

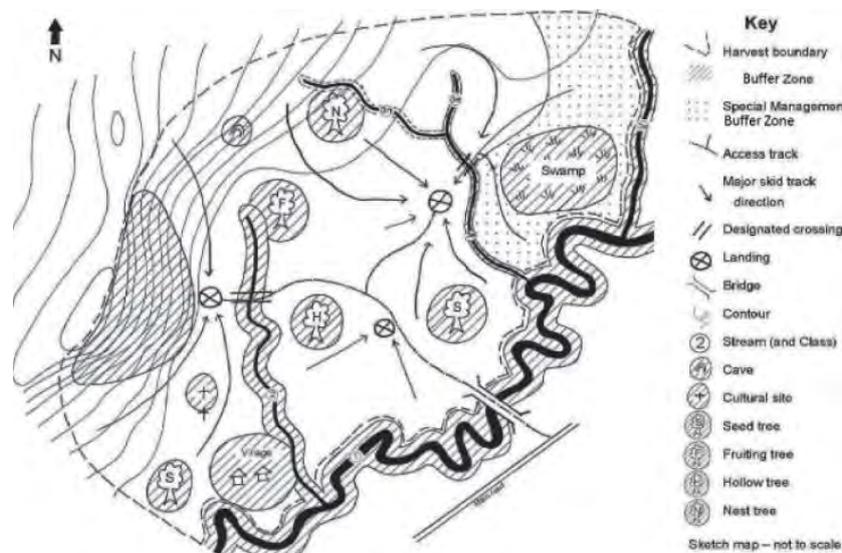


図 3.1.9 伐採区画計画の例³⁷



写真 3.1.2 パプアニューギニア西スペック州の伐採区画の様子

(左：林班の境界線をしめすためにマーキングされた樹木、右：伐採区画までの林道)

「伐採施行規則 (LOCP)」は、天然林択伐制度である森林管理合意 (FMA)、木材購入権 (TRP)、地域森林エリア (LFA) 及び伐採権 (TA) の天然林択伐 (TA-01) に適用される。「伐採施行規則 (LOCP)」は国家運営委員会 (NEC) の承認を受けており、林業法 (1991 年) だけでなく、伐採が環境計画法 (Environmental Planning Act)、水資源法 (Water Resource Act)、環境汚染物質法 (Environmental Contaminants Act)、保全地域法 (Conservation Areas Act)、公衆衛生法 (Public Health Act)、産業における安全・健康・福祉法 (Industrial Safety, Health and Welfare Act 1973)、土地所有者グループ法人化法 (Land Groups Incorporation Act) 等を遵守するようにデザインされ、伐採を禁止する地形と場所、林道の設計、伐採区画計画の詳細、伐採方法、廃棄物処理方法、労働者の安全、伐採キャンプの衛生等について基準を定める。

³⁷ PNG Forest Authority (2017) Summary Report Papua New Guinea Forest Authority Retreat.

(2) 保護地地域及び樹種

パプアニューギニアにおける保護区は 2018 年時点で 71 箇所定められ、その合計面積は 1.43 万 km² (国土の 3.07%) である。



図 3.1.10 パプアニューギニアにおける保護区^{38, 39}

森林管理合意 (FMA) における伐採施行では、対象地域の面積の 10%を生物多様性保全地域として設定し、さらに水源や小川沿いを地域への生態系サービス供給のためのバッファゾーンとして設定することが義務づけられる⁴⁰。それら地域の特定は計画作成 (5 年間計画、年間伐採計画、伐採区画計画) を通じて行われ、地図上に示す必要がある。

関税法 (Customs Tariff Act 1990) は、希少性の理由から、表 3.1.11 に載せた樹種について丸太のまま輸出することを禁止している。これら樹種は、製材等の一次加工品として輸出することは可能である。

³⁸ PNG 環境保護・保全公社 (CEPA) 提供資料

³⁹ 緑 (実際に設けられた保護区)、ピンク (提案中の保護区)、紫 (自主的に設けられた保護区)、黄 (関心のある地域)、赤 (係争地域)

⁴⁰ 2000 年以前は、対象地域の 15%が保全またはバッファゾーンとして設置されていた。

表 3.1.11 丸太としての輸出が禁止されている樹種

一般名	学名	樹種別コード※
Kauri Pine	<i>Agathis</i> sp.	AGA
Hoop Pine	<i>Auracaria Cunninghamii</i>	ARH
Klinkli Pine	<i>Auracaria hunsteinii</i>	ARK
Celery-Top Pine	<i>Phyllocladus hypophyllus</i>	CLP
Cordia	<i>Cordia dichotoma</i>	COR
Dacrydium	<i>Dacrydium nidulum</i>	DAC
Ebony	<i>Diospyros ferrea</i>	EBO
Kerosene wood	<i>Cordia subcordata</i>	KEW
Libocedrus	<i>Libocedrus pauanus</i>	LIB
Podocarp	<i>Podocarpus</i> sp.	POD
Brown Podocarp	<i>Decussocarpus swalichianus</i>	POB
Highland Podocarp	<i>Dacrycarpus imbricatus</i>	POH
Rosewood	<i>Pterocarpus indicus</i>	ROS
Balsa	<i>Ochroma lagopus</i>	BAL
Blackbean	<i>Castanospermim austral</i>	BLB

注) 商業用伐採と輸出管理のために PNG 森林公社が定めたコード⁴¹

(3) 環境配慮事項

環境法（2000 年制定）によって伐採許可取得に必要な環境に関する要件と手順が定められる。

事業者は環境計画（Environmental Plan）と環境管理・モニタリング計画（Environmental Management and Monitoring Plan）を PNG 環境保護・保全公社（CEPA）に提出し、環境許可（Environmental Permit）（附属資料 3）の発行を受ける。年間の伐採量が 7 万 m³ 以上の森林管理合意（FMA）と皆伐権（FCA）では、事業者はさらに環境インパクト評価（EIA）を実施し、環境インパクトステートメント（Environmental Impact Statement）を PNG 環境保護・保全公社（CEPA）に提出、承認を受ける必要がある。

PNG 環境保護・保全公社（CEPA）は州事務所を持っておらず、伐採施行による環境へのインパクトをモニタリングしたり、提出された環境計画通りに施行が行われているか検証したりする機能は有していない。しかしながら、伐採区画計画レベルでは、PNG 森林公社監督官が伐採施行規則（LCOP）に従って伐採が適切に行われているかどうかモニタリング・評価を行う。

⁴¹ PNG Forest Authority (1996) Procedures for Export Logs.

(4) 安全衛生

労働と雇用法（Labour and Employment Act 1987）と産業における安全・健康と福祉法（Industrial Safety, Health and Welfare Act 1973）が林業セクターを含む全セクターにおける労働環境の安全衛生について定める。伐採施行に係る安全衛生については、伐採施行規則（LCOP）が規定しており、飲料水の提供やゴミ処理等の伐採キャンプにおける衛生や、作業従事者の安全のための装備について基準を示し、従事者に対する安全についてのトレーニング実施を義務づける。

労働における安全衛生は、労働・工業関係省（Department of Labour and Industrial Relations）の管轄であるが、同省はとくに州レベルにおける業務実施のための能力（スタッフ、予算、車両等）が不足しており、町から遠くに位置する伐採現場における安全衛生の監督には課題がある。PNG 森林公社監督官が「伐採施行規則（LCOP）」に従って伐採キャンプが適切に運営されているか、また林業従事者に適切な保護服と安全装備が提供されているか等を確認する。

(5) 合法的な雇用

雇用法（Employment Act 1978）と非市民雇用法（Employment of Non-citizens Act）は、雇用に係る契約書作成や最低賃金、労働年齢（パプアニューギニアでは、16 歳からの労働が認められている）、労働時間等の全般について定める。また、労働者補償法（Workers Compensation Act 1978）は、雇用者が労働者の傷害のための保険・補償制度を提供することを義務づける。パプアニューギニアにおける大規模な伐採事業では、フィリピン、マレーシア、インドネシア等の外国人労働者が従事している場合が多く、外国人労働者は滞在許可と労働許可が必要である。

国際労働組合総連合（International Trade Union Confederation: ITUC）⁴²によると、特に伐採における労働者の権利の不遵守や強制労働が問題として挙げられる。

⁴² IUTC (2010) Internationally Recognized Core Labor Standards in Papua New Guinea: Report for the WTO General Council Review of the Trade Policies of Papua New Guinea. Geneva.

5) 第3者の権利

(1) 慣習的な権利

林業法（1991年）は、森林資源に関する慣習的所有者の権利は完全に認識され、尊重されるべきだと規定する。森林管理合意（FMA）、木材購入権（TRP）と地域森林エリア（LFA）では、当該地域における慣習的土地所有者の非営利な消費を目的とした狩猟や森林資源の利用が保障されている。

伐採区画計画の策定には慣習的土地所有者が参加し、彼らの生計手段として必要な森林資源や歴史、文化的に重要な箇所が特定され、伐採から除外されるよう配慮がされる（図3.1.9）。

一方で、農業開発における皆伐権（FCA）では、事業期間中（最大99年間）は、慣習的所有権の行使はできず、対象となる地域での狩猟や森林資源の利用は認められない。

(2) FPIC（自由で事前の十分な情報に基づく同意）

林業法（1991年）によって、森林管理合意（FMA）において政府が慣習的土地の利権用を獲得するためには、事前に事業の説明（啓蒙プログラム）を実施し、慣習的土地所有者グループの成人75%から書面により合意を得なければならないと定める。また森林管理合意（FMA）では、1974年に制定された土地集団法人化法（Land Group Incorporation Act）に従い、慣習的土地所有者が法人を設立し、慣習地を登録することが要件となっている。この要件により、慣習地の境界線と当該地の慣習権所有者の明確化が図られる。

パプアニューギニアでは、慣習地における林業が前提なので、慣習的土地所有者との合意形成のプロセスが適切に実施されたかどうか、そして彼らの権利が適切に考慮されているのかが伐採の合法性を考慮する上で重要な要素である⁴³。表3.1.9が示すように、森林管理合意（FMA）では、慣習的土地所有者との合意形成の要件が林業法（1991年）によって明確に規定されるが、木材購入権（TRP）と地域森林エリア（LFA）は1991年以前に承認された旧制度であることから、慣習的土地所有者と合意形成がどのように行われたかの確認が困難である。

さらに、合意形成の問題は、特別農業ビジネスリース（SABL）において特に指摘される。パプアニューギニア政府は、2011年に査問委員会（The Commission of Inquiry into the Special Agriculture and Business Leases : COI）を設置し、特別農業ビジネスリース（SABL）の許認可の実態と慣習的土地所有者の権利を調査した。2013年に提出された約270ページに及ぶ査問委員会（COI）の報告書⁴⁴では以下の点が指摘される。

⁴³ Scheyvens, H. et al. (2016) Legal framework, legality risks and risk mitigation. Hayama, Japan.

⁴⁴ Numapo, J. (2013) Commission of Inquiry into Special Agriculture & Business Leases (SABL): Final Report. Port Moresby, Papua New Guinea.

- 申請から承認における不透明さと
- 承認における政治的圧力と汚職
- 定められた基準・手順の不遵守とそれに対する法執行の欠如
- 慣習的所有者との不十分な合意形成
- 書類・記録の紛失

COI の報告書は、事業者選定において、企業の専門性、財務状況は確認されず、開発計画の実施可能性さえ確認されなかったと指摘する。また、調査した 42 件の特別農業ビジネスリース (SABL) の内、4 件のみ土地所有者と適切に合意を得て計画通りに農業プロジェクトが実施されていると報告された。特別農業ビジネスリース (SABL) には、詳細なガイドラインや基準が不足しており、承認手続きに手間と時間のかかる森林管理合意 (FMA) の代わりに事業者が利用しているという批判がある^{45, 46}。COI の報告によると、慣習地の 11% (国土の 10%) に及ぶ土地が特別農業ビジネスリース (SABL) のためにリースされた。

⁴⁵ Lawson, S. (2014) *Illegal logging in Papua New Guinea*. London.

⁴⁶ Global Witness (2017) *Stained Trade: How U.S. Imports of Exotic Flooring from China Risk Driving the Theft of Indigenous Land and Deforestation in Papua New Guinea*.

6) 証明システムおよび関連書類の概要

(1) PNG 森林公社監督官による検査

PNG 森林公社は、森林管理合意 (FMA)、木材購入権 (TRP)、地域森林エリア (LFA) の天然林択伐コンセッションに対し監督官を配置して、事業者が「伐採施行規則 (LOCP)」と「木材許可における天然林伐採の計画策定、・モニタリング・管理手順(PMC)」等で規定されたルールを遵守しているかどうかを監督する。PNG 森林公社の監督官の役割は大きく以下である：

- 林班伐採計画の承認
- 伐採施行の監督：承認された計画と規則に従って施行（林道設置や伐採）が行われているかどうか現場検査を行う
- 丸太計測の確認：事業者が作成した丸太計測記録シート（Log Scaling Record Sheets）（附属資料 6）が正しく記入されているかどうか現場検査を含めて確認する
- 伐採後の評価と伐採区画計画の終了を承認する

監督官による承認と検査は、伐採区画計画ごとに所定の「伐採計画モニタリングと管理記録簿（Set-up Monitoring and Control Logbook）」（附属資料 7）を使って行われる。監督官による体系的なモニタリング・評価が制度化されているが、監督官はその監督対象とする伐採事業者から車両や伐採キャンプでの住居と食事の提供を受けており、適切に伐採施行を監督、報告する妨げになっているという懸念がある⁴⁷。

⁴⁷ PNG Forest Authority (2019) Draft the development of a PNG Timber Legality Verification System: Mission output.

(2) 伐採の合法性証明に活用できる関連書類

伐採の合法性証明に活用できる関連書類を表 3.1.12 にとりまとめる。

表 3.1.12 伐採の合法性証明に活用できる書類

項目	文書	入手先
事業者の 資源利用権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材権 (TA) ・ 皆伐権 (FCA) 森林管理合意 (FMA) 木材購入権 (TRP) 地域森林エリア (LFA) の場合 : <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材許可 (TP) 地域森林エリア (LFA) の場合 : <ul style="list-style-type: none"> ・ LFA 合意書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林公社 ・ 事業者
計画	木材許可 (TP) の場合 : <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 年計画 ・ 年間伐採計画 ・ 伐採区画計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林公社 ・ 森林公社州事務所 ・ 事業者
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境許可 (Environmental Permit) 、 ・ 伐採区画計画 年間伐採量が 7 万 m ³ 以上の 森林管理合意 (FMA) と皆伐権 (FCA) の場合 : <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境インパクトステートメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保護保全公社 (CEPA) ・ 事業者
慣習的所有者の 合意・権利	FMA の場合 : <ul style="list-style-type: none"> ・ 慣習的土地所有者グループの合意支援書類 森林管理合意 (FMA) 木材購入権 (TRP) 地域森林エリア (LFA) の場合 : <ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採区画計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林公社 ・ 森林公社州事務所 ・ 事業者
適切な伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採計画モニタリングと管理記録簿 (Set-up Monitoring and Control Logbook) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林公社 ・ 森林公社州事務所

(3) パプアニューギニアの木材合法性基準の策定：

The Papua New Guinea Timber Legality Standard (PNG TLAS)

パプアニューギニアでは、PNG 森林公社が中心となり、多様なステークホルダーの参加による木材の合法性基準の策定が進んでいる。この取組は 国際熱帯木材機関 (ITTO) のプロジェクトによって開始され、欧州連合 (EU)、オーストラリア政府、国連食糧農業機関 (FAO) など国際機関が支援し、業界団体や NGO が参加している。2019 年 12 月時点で政府による承認はされていないが、最新版である 2018 年 4 月に作成された第 4.3 版には、以下の 6 つの原則が示される：

パプアニューギニアの木材合法性基準 4.3 版 (2018 年 4 月)

- 伐採権
- 環境、労働、地域住民の福祉
- 税金、関税、ロイヤルティー
- 慣習的土地所有者
- 加工・輸送・貿易
- 必要な登録の維持

各原則にそれぞれ基準と合法性を確認するための文書が記載される。

2018 年 4 月に作成された第 4.3 版によると、合法性基準は、小規模な製材加工から大規模な伐採施行と加工まですべての商業用林業活動に適用される。

3.1.3 木材流通の関連法令・書類・証明システム等

1) 法令の概要

表 3.1.13 に伐採後の手順と報告について定めたガイダンスを示す。

表 3.1.13 伐採後の手順に関するガイダンス

	ガイダンス	英名
①	「天然林伐採施行による収穫丸太の 識別・計測と報告手続き」 ・全ての木材許可（TP）と木材権（TA）が対象 ・タグによる丸太識別、丸太計測方法、PNG 森林公社への報告方法の手順を策定	“Procedures for the Identification, Scaling and Reporting on Logs Harvested from Natural Forest Logging Operations”
②	「丸太輸出手続き」 ・1996 年制定 ・丸太輸出の手順を策定、提出書類の様式を提供 ・市場価値に基づき樹種をグループ化、丸太として輸出を禁止する樹種を指定	“Procedures for Export Logs”

2) 許認可制度および関連書類の概要

(1) 伐採後の丸太の計測、記録と報告

伐採された丸太は、搬出する長さに切断された後、林内の貯木場においてライセンスを有する計測者（伐採事業者従業員）によって樹種名の確認とサイズ（直径と長さ）の計測が行われ、各丸太に付けられる丸太識別タグ番号（写真 3.1.3）と丸太計測記録シート（Log Scaling Record Sheets）に記入される（附属資料 6）。各シートには固有のシリアル番号が記され、計測者は計測日毎に新規のシートに記入を行う。記入する情報は、丸太毎に付けられる丸太識別タグの番号、樹種コード、丸太のサイズ、計測日、許可（木材許可または木材権）の番号、慣習的土地所有者グループ名、計測日、計測者氏名とライセンス番号である。木材許可（TP）の場合、伐採区画（Set-up）につけられた固有の番号も記入される。

林内の貯木場から丸太を移動するために輸送許可証といった文書は必要ないが、丸太は丸太識別タグが付けられ、計測情報が丸太計測記録シートに記入されることなしに輸送することはできない。

丸太識別タグは政府と契約した民間組織である SGS によって提供される（SGS の役割についてはセクション 3.1.4, 2) (1)に記す）。各丸太につき、タグ（3 枚のバーコード）が丸太につけられて輸送される。最初の 5 桁の内、1 番目の桁は伐採許可のタイプ、2 番目と 3 番目の桁は州のコード、4 番目と 5 番目の桁は許可番号を表す。最後の 5 桁は SGS システムにおいて付けられたそれぞれの丸太のシリアル番号を表す。伐採許可毎に定められた番号は以下のとおりである：

- 1= 木材購入権（Timber Rights Purchase: TRP）
- 2= 地域森林エリア（Local Forest Area: LFA）
- 3= 木材権（Timber Authority）
- 4= Timber License（現在は使われていない）
- 6= 森林管理合（Forest Management Agreement : FMA）
- 7= 皆伐権（Forest Clearance Authorities : FCA）



写真 3.1.3 丸太タグ識別タグ

(2) 樹種の分類

1996年に制定された「丸太輸出手続き (Procedures for Export Logs)」は、市場価値を考慮して樹種を4つのグループに区分し(表 3.1.14)、それら樹種とは別に丸太のまま輸出することが禁止されている樹種についても区別している(表 3.1.11)。各樹種には、樹種名の最初の3文字からなる樹種コードが定められる。2018年に輸出された丸太量のグループ毎の内訳は、グループ1(61%)、グループ2(9%)、グループ3(13%)、グループ4(17%)であった⁴⁸。

表 3.1.14 樹種のグループ⁴⁹

グループ	樹種
グループ 1	<ul style="list-style-type: none"> • Taun <i>Pometia pinnata</i>) • Kwila (<i>Intsia</i> spp.) • Malas (<i>Homalium foetidum</i>) 等 17 樹種
グループ 2	<ul style="list-style-type: none"> • PNG Basswood (<i>Endospermim</i> spp.) • Wau Beech (<i>Elmerrillia papuana</i>) • Red Cedar (<i>Toona sureni</i>)等 14 樹種
グループ 3	<ul style="list-style-type: none"> • Ambeori (<i>Pterocymbium beccarii</i>) • PNG Camphorwood (<i>Cinnamomum</i> spp.) • Hard Celtis (<i>Celtis philippinensis</i> / <i>P. latifolia</i>)等 14 樹種
グループ 4	<ul style="list-style-type: none"> • Brown Albizia (<i>Albizia procera</i>) • White Almond (<i>Alphitonia</i> spp.) • Silver Ash/Silkwood Ash (<i>Findersia schottiana</i>)等 94 樹種

⁴⁸ SGS (2019) Log Export Monitoring Monthly Report for December 2018 to the Papua New Guinea Forest Authority.

⁴⁹ PNG Forest Authority (1996) Procedures for Export Logs.

(3) ロイヤルティと伐採手数料

事業者は、伐採した丸太の樹種と量に基づきロイヤリティと伐採手数料 (levies) の支払いが課せられる。丸太記録計測シートの情報に基づき、事業者は伐採した丸太とロイヤルティの支払い申告書 (Declaration of Logs Harvested and Royalty Self-Assessment) を作成する (附属資料 8)。

慣習的土地所有者に対するロイヤルティの支払いは PNG 森林公社州事務所を通じて行われる。ロイヤルティの単価は、樹種、または樹種グループによって異なる (表 3.1.15)

表 3.1.15 慣習的土地所有者に支払われるロイヤリティの単価^{50, 51}

樹種または樹種グループ	ロイヤルティ単価 (キナ/m ³)
Kwila	35 キナ (約 1,100 円)
丸太のまま輸出することが禁止されている樹種	35 キナ (約 1,100 円)
Pencil Cedar, Walnut	20 キナ (約 640 円)
Kwila 以外のグループ 1 樹種	15 キナ (約 480 円)
グループ 2,3,4 樹種	10 キナ (約 320 円)

慣習的土地所有者グループの代表者は、ロイヤルティを受け取る際に署名し、PNG 森林公社州事務所がその署名された文書を管理する (附属資料 9)。

伐採手数料は、地域の農業開発や社会資本開発、再植林、森林管理、教育等の多様な項目が設けられ、伐採量に対して 2~3 キナ/m³ の手数料が項目毎に課せられる。

⁵⁰ PNG 森林公社提供資料「Variation By the Minister for Forest of Royalty Payable Under a Timber Permit 2008」

⁵¹ 1 キナはおよそ日本円 32.9 円に相当、1 キナはおよそ日本円 32.9 円に相当
(<https://www.xe.com/ja/currencyconverter/convert/?Amount=1&From=PGK&To=JPY>)

(4)丸太の加工

加工に関しては、林業規則（1998年）にて以下が定められる：

- 木材の加工場の登録義務
- 登録手数料の義務
- PNG 森林公社が木材加工場の検査をする権限を有すること
- 加工事業者は、毎年、前年の収益について報告する義務がある

木材権（TA）の一つである TA-01 は国内で加工するために丸太を供給する伐採制度である。しかしながら、TA-01 からの丸太供給量は非常に小さく、伐採された丸太のほとんどが丸太として海外に輸出されており（表 3.1.2）、国内加工能力は非常に限られている。製材所は大規模な伐採事業者が製材所を所有、運営している場合が多く、自ら所有する伐採許可から生産され、質が悪いために売れ残った丸太を加工し、近年は主にインドや中国に向けて輸出する。



写真 3.1.4 西セピック州における製材所

3) 証明システムおよび関連書類の概要

丸太計測記録シートは、定期的に PNG 森林公社監督官が実測に基づく検証を行い、PNG 森林公社州事務所に保管される。丸太の識別タグと丸太計測記録シートによって、木材許可 (TP) の場合には、伐採区画 (150ha ほどの伐採施行の最小単位) まで特定することができる。ただし、切り株レベルまでの追跡は、制度上は不可能である。

表 3.1.16 に伐採後と加工に関する合法性の証明に活用できる文書を示す。

表 3.1.16 伐採後の手順と加工における合法性に関連する書類

項目	文書	入手先
伐採後の記録	<ul style="list-style-type: none"> 丸太計測記録シート 	<ul style="list-style-type: none"> 森林公社州事務所 事業者
ロイヤルティーと手数料の支払い	<ul style="list-style-type: none"> 伐採丸太とロイヤルティーの支払申告書 (Declaration of Logs Harvested and Royalty Self-Assessment) 慣習的所有者の署名のある文書 手数料支払いの証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 森林公社州事務所 事業者
製材所	<ul style="list-style-type: none"> 加工場の登録書 毎年 PNG 森林公社に提出する報告書 	<ul style="list-style-type: none"> 森林公社 加工場

3.1.4 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システム

1) 法令の概要

「丸太輸出手続き（Procedures for Exporting Logs）」にて、丸太の輸出に関する詳細な手順が定められる。

2) 許認可制度および関連書類の概要

(1) 丸太の輸出

1994年から、PNG 森林公社は SGS 社と契約し、第3者による丸太輸出のモニタリングを実施している。SGS の役割は以下である。

- 貯木場における計測時に、生産者によって各丸太の端に添付される丸太タグ(写真 3.1.3)の提供
- 樹種識別と丸太計測を検査するための出荷前丸太査察の実施
- 実際に積載された樹種と量を検証するための船舶積荷モニタリング
- 商業インボイスの信用状に提供される前段階での検証

PNG 森林公社は、上記の SGS の役割を組み込んだ「丸太輸出手続き（Procedures for Exporting Logs）」を 1996 年に策定した。手続きには 22 のステップが示される（ボックス 3.1.1）。

ボックス 3.1.1 丸太輸出の手続き：22 ステップ⁵²

1. 輸出業者は、丸太にログがついているか確認
2. PNG 森林公社による輸出価格の承認
3. 輸出事業者は輸出先と販売契約を締結
4. 輸出事業者は丸太輸出免許を申請
5. PNG 森林公社 は丸太輸出免許申請を処理
6. PNG 森林公社による丸太輸出許可の発行
7. 輸出事業者は信用状における適正な条項を確保する
8. 輸出事業者は出荷を SGS に通知する
9. 輸出事業者による出荷準備
10. SGS による出荷前の査察を準備

⁵² PNG Forestry Authority (1996) 「Procedures for Exporting Logs」から作成

11. 輸出事業者による輸出丸太の明細と要約の作成
12. SGS による丸太の積載前の検査（丸太 10%のランダムサンプリング）
13. 輸出事業者と SGS 間で査察を調整
14. PNG 森林公社による船舶への積荷開始許可
15. SGS による積載された丸太の集計と丸太識別タグの回収
16. SGS による査察報告書の作成
17. 輸出事業者は船舶通関手続きのための輸送書類を準備
18. PNG 森林公社乗船職員は丸太輸出免許と実際に積載された体積が一致しているかを検査
19. 輸出事業者は SGS のポートモレスビー事務所に書類を送付
20. SGS は商業インボイスに安全ラベルを貼付
21. 輸出事業者は SGS から商業インボイスを受け取り
22. SGS は出荷後の最終報告書を作成

輸出税は、木材の販売価格と輸出量に基づき支払われる。2020年1月時点において、パプアニューギニア政府は、本船甲板渡し価格（FOB 価格）に対する輸出税を 59%に引き上げること検討している⁵³。さらに 8 キナ/m³ が開発のための手数料として課せられる。

丸太の輸出販売価格は PNG 森林公社の承認が必要とされ、輸出される丸太（樹種と量）と各種支払いは、SGS によってモニタリングされる。SGS の報告書⁵⁴によると、2018年12月において輸出用の丸太を積載した 104 船舶の内、28 船舶で丸太の申告漏れ又は樹種の虚偽情報が見つかった。

第3者によるモニタリング制度を実施しているが、英国国際問題研究所⁵⁵ は、丸太輸出における違法な価格操作の可能性を指摘する。2011年において、輸出された丸太の立米あたりの平均価格は 92 米ドル/m³ であり、中国で申告された平均価格（208 米ドル/m³）に比べて申告価格は半分以下である。輸送や保険に係るコスト⁵⁶を考慮しても、輸出と輸入時における申告金額に大きな差額が見られる。違法な価格操作を防止するために、輸出事業者は、船荷証券（Bill of lading）と商業インボイスの写しを SGS に提出することが定められる。

⁵³ Nanau, E. Govt Increased Export Tax on Logs to Fetch K450m. Post-Courier, 2020-01-20. <https://postcourier.com.pg/govt-increased-export-tax-on-logs-to-fetch-k450m/>

⁵⁴ SGS (2019) Log Export Monitoring Monthly Report for December 2018 to the Papua New Guinea Forest Authority.

⁵⁵ Lawson, S. (2014) Illegal logging in Papua New Guinea. London.

⁵⁶ 2011年において近隣のソロモン諸島から中国に輸出され丸太の輸出と輸入の立米あたりの平均申告金額の差は 20 米ドルであった (Lawson, 2014)

(2) 一次加工品の輸出

PNG 森林公社の定めた一次加工品の輸出プロセスをボックス 3.1.2 に示す。一次加工品の輸出のための手順は丸太の手順と比べると簡易であり、SGS による検査は含まれない。

ボックス 3.1.2 一次加工品の輸出手続き⁵⁷

1. 輸出事業者は、PNG 森林公社に対して輸出品の検査を申請する
2. PNG 森林公社現場官は、輸出製品と樹種の確認を行う
3. 輸出事業者は輸出許可証の申請を行う
4. PNG 森林公社の輸出管理課 (Export Administration Branch : EAB) が申請を評価する
5. EAB が輸出許可番号を発行し、手続きを進める
6. 森林大臣が輸出許可を承認
7. 輸出事業者は輸出許可証 (附属資料 10) を税関に提出

3) CITES (ワシントン条約)

パプアニューギニア政府は 1975 年にワシントン条約 (Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora: CITES) を批准した。PNG 環境保護・保全公社 (CEPA) が CITES 監督官庁であり、植物の科学当局は PNG 森林公社である。

NEPCon⁵⁸ によると、パプアニューギニアから輸出される木材で CITES に登録されている樹種は *Aquilaria* spp. とラミン (*Gonystylus* spp) が挙げられる。

PNG 森林公社は、商業用伐採と木材輸出を管理するための樹種リスト⁵⁹や丸太のままの輸出を禁止する樹種リスト (表 3.1.11) を作成しているが、上記 2 樹種はリストに含まれていない。

4) 証明システムおよび関連書類の概要

SGS は船舶に積載される前に丸太の樹種と量が申請どおりか検査 (10% のランダムサンプリング) し、積載時に丸太識別タグを回収する。また検査結果報告書のコピーが輸出事業者と PNG 森林公社に保管される。

丸太の識別タグ (3 枚のバーコード) の内、1 枚は SGS、もう一枚は輸出事業者が回収することになっている。丸太識別タグ (残り 1 枚のバーコード) を輸出先まで付けていることは制度上求められていないが、付けられたまま輸出される場合もある。写真 3.1.5 は、丸太識別タグが付けられたまま中国の単板工場に輸出された PNG 産の丸太の例である。

⁵⁷ PNG 森林公社提供資料から作成

⁵⁸ NEPCon (2017) Timber legality risk assessment: Papua New Guinea: Version 1.2. doi: 10.1007/BF00235442.

⁵⁹ 樹種リストは「丸太輸出手続き (Procedures for Exporting Logs)」に掲載されている。



写真 3.1.5 中国（上海）の単板工場に輸出された PNG 産の丸太⁶⁰

表 3.1.17 木材・木材製品の輸出に関する合法の証明に関する文書例

項目	文書	入手先
許可証	<ul style="list-style-type: none"> ・丸太輸出許可証 ・一次加工品の輸出許可証 	<ul style="list-style-type: none"> ・PNG 森林公社 ・輸出業者
検査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・SGS の報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者
伐採の由来	<ul style="list-style-type: none"> ・丸太識別タグ 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者

⁶⁰ 写真提供：フィリピン（ミンダナオ）合板工場

附属資料

1. 林業参加事業者 (Forest Industry Participant: FIP) の登録書
2. 木材許可 (Timber Permit: TP)
3. 環境計画 (Environmental Plan) の承認書
4. 木材権 (Timber Authority: TA)
5. 皆伐権 (Forest Clearance Authority: CA)
6. 丸太計測記録シート (Log Scaling Record Sheet)
7. 伐採計画モニタリングと管理記録簿
(Set-up Monitoring and Control Logbook)
8. ロイヤルティーの支払いと税金申告書
(Declaration of Logs Harvested and Royalty Self-Assessment)
9. ロイヤルティーの支払を受けた慣習的土地所有者グループの代表者による署名
10. 製材の輸出許可証 (Export Permit)

1. 林業参加事業者 (Forest Industry Participant: FIP) の登録書

Act Sec. 111 INDEPENDENT STATE OF PAPUA NEW GUINEA Form 3
Forestry Act 1991

Certificate of Registration as Forest Industry Participant

This is to certify that An [REDACTED]

of P O Box 41
VANIMO
Sandaun Province
Papua New Guinea

Is registered under Part IV of the Forestry Act 1991 in respect of the activities set out in Schedule 1 of this certificate.

Date of registration: 24-Aug-04 Participant ID: A [REDACTED]
Registration number: FI01663

Schedule 1

- HARVESTING OF FOREST PRODUCTS
- PROCESSING OF FOREST PRODUCTS
- SALE OF FOREST PRODUCTS
- PURCHASING OF FOREST PRODUCTS


TERRY WARRA
Managing Director
PNG Forest Authority

IMPORTANT NOTICE:

The Regulations require a registered forest industry participant to notify any change of the particulars contained in its application for registration within 28 days of the change. Failure to do so renders an offence liable to a fine and to having its registration cancelled.

The Regulations require a registered forest industry participant, before 1 June each year, to lodge the previous financial year's audited financial statement or annual report to shareholders. Failure to do so will result in automatic cancellation of registration unless a written explanation of inability to lodge a statement or report has been accepted in writing by the Managing Director.

2. 木材許可 (Timber Permit: TP)

INDEPENDENT STATE OF PAPUA NEW GUINEA
FORESTRY ACT 1991

Act, Sec. 73
Reg. 113

FORM 110

TIMBER PERMIT

Permit No: PNGFA [REDACTED]

I, **HON. BELDEN NORMAN NAMAH, MP**, Deputy Prime Minister & Minister for Forests and Climate Change, by virtue of the powers conferred by Section 73 of the Forestry Act 1991 and all other powers me enabling, grant a timber permit to **AMANAB FOREST PRODUCTS LTD** (in this permit referred to as "the holder").

This permit relates to the project area described in Schedule 1. Pursuant to or as conditions of this permit:

- (1) The amount of allowable cut is as specified in Schedule 2;
- (2) the term is as specified in Schedule 3 or no more than the term of any Forest Management Agreement relating to the project area (whichever is less);
- (3) Where the term specified in paragraph (2) and Schedule 3 exceeds ten years, the term and conditions of this permit shall be reviewed by the Board on the expiry of ten years and on the expiry of every successive period of five years;
- (4) The rates of royalties, levies and charges to be paid are as specified in Schedule 4;
- (5) The infrastructural requirements of this permit are as specified in the accompanying conditions or in Schedule 5;
- (6) This permit is subject to the provision of a performance bond for an amount specified in Schedule 6 which the holder shall lodge within 14 days with the Authority;
- (7) This permit relates to the project agreement specified in Schedule 7;
- (8) This permit is subject to the conditions prescribed in the Regulations;
- (9) This permit is subject to and conditional upon the holder throughout the period of the permit, observing and complying with all standards and practices as determined from time to time by the Authority including but not limited to the P.N.G. Logging Code of Practice, Procedures for Exporting Logs and Procedures for the identification, scaling and reporting (including royalty self-assessment) on logs harvested from Natural Forest Logging operations or any revisions or replacement documents thereof.

Dated this 17th day of MAY 2012


HON. BELDEN NORMAN NAMAH, MP
Deputy Prime Minister
Minister for Forests & Climate Change

NOTE: WITHOUT FULFILLING EACH SECTION 116 OF THE ACT, A FIVE YEAR WORKING PLAN/LOGGING SECTION 117 OF THE ACT, AND AN ANNUAL LOGGING PLAN/ANNUAL GATHERING 118 OF THE ACT AND INCORPORATED TO BE SUBMITTED TO THE BOARD AS PER PERFORMANCE MONITORING AND REPORTING IN THE TIMBER PERMIT MAY BE CANCELLED.

3. 環境計画(Environmental Plan)の承認書



MINISTRY OF ENVIRONMENT & CONSERVATION
Environmental Planning Act (Chapter 370) 1978
ENVIRONMENTAL PLAN APPROVAL

The Minister hereby grants an Environmental Plan Approval Pursuant to Section 4(7) (b) of the Environmental Planning Act, 1978 (Chapter 370).

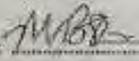
TO: [REDACTED] (Developer)

OF: (i)* P.O. Box 41, VANIMO, West Sepik Province, Papua New Guinea
(ii)* Amanab Forest Management Area, West Sepik Province

This approval is granted to:

carry out works relating to Selective Logging operations at Amanab Forest Management Area located in the West Sepik (Sandaun) Province. Other related activities include, the construction of logging roads, bridges, campsites, and the establishment of a satellite township within the project area.

The logging operations shall be carried out in accordance with the plans and specification as contained in the Amanab Forest Management Area's Environmental Plan submitted and accepted in December, 2003 and subject to the terms and conditions specified herein.

Signed: 
HON. WILLIAM DUMA, MP
Minister for Environment & Conservation

Dated this 29th day of December, 2003

1. Enclaves Address
2. Domestic Address

Page 1 of 2

4. 木材権 (Timber Authority: TA)⁶¹

INDEPENDENT STATE OF PAPUA NEW GUINEA
FORESTRY ACT 1991

Act Sec. 67
Reg. 159

FORM 155

**TIMBER AUTHORITY FOR DOMESTIC PROCESSING UP TO 5,000 CUBIC METRES
PER YEAR**

Authority No.: TA [REDACTED]
Project Area Name: [REDACTED] TIMBER AUTHORITY

I, Honi Kila Henda, Chairman of the Committee responsible for forestry matters in the Central Provincial Government by virtue of the powers conferred by Section 87 of the Forestry Act 1991 and all other powers me enabling, hereby grant a Timber Authority to [REDACTED], a registered forest industry participant (Registration No. FI [REDACTED]) (referred to in this Authority as "the holder").

This Authority authorises the holder to carry out forestry operations in the project area described, and outlined in red on the map in Schedule 1 ("the Project Area") for the term specified in Schedule 2 subject to the Act and to the following terms and conditions -

- (a) the amount of allowable cut shall be as specified in Schedule 3, and
- (b) the holder must, within 21 days, lodge a performance bond in accordance with Section 93 of the Act for the amount specified in Schedule 4 (and if the performance bond is not lodged then this Timber Authority is void and of no effect); and
- (c) the holder must comply with the terms and conditions specified in the Schedules hereto.

Dated this 15th day of JULY 2015.


.....
(Signature of Chairman)

⁶¹ Australian Government (2015) Country Specific Guidance for Papua New Guinea.

5. 皆伐權 (Forest Clearance Authority: FCA)⁶²

SCHEDULE 1
INDEPENDENT STATE OF PAPUA NEW GUINEA.

Forestry Act 1991.

Act, Sec. 90B(8),
Reg. 263

Form 242

**FOREST CLEARING AUTHORITY TO CARRY OUT A LARGE SCALE CONVERSION OF
FOREST TO AGRICULTURE OR OTHER LAND USE DEVELOPMENT.**

Forest Clearing Authority No: FCA [REDACTED]

Agriculture or other land use Development Project;
[REDACTED] **INTEGRATED AGRICULTURE PROJECT, KAIRUKU DISTRICT, CENTRAL PROVINCE.**

Pursuant to Section 90B(8) of the *Forestry Act 1991*, and all other powers it enabling, the Board hereby grants a Forest Clearing Authority to [REDACTED] (FI [REDACTED]) ("the Holder")

This Authority authorises the holder to carry out a large scale forest clearance for commercial agriculture or other land use development within the 10,530 hectares of land area described, and outlined in red on the map in Schedule 1 ("the Project Area") for the term specified in Schedule 2 subject to the Act and to the following terms and conditions:

- (a) the holder shall, within 21 days, lodge a performance bond¹ in accordance with Section 98 of the *Forestry Act 1991* for the amount specified in Schedule 3.
- (b) the holder shall comply with the terms and conditions specified in the Schedules herein.
- (c) the holder shall carry out the agriculture or other land use project in accordance with the approved land-use development plan and the approved implementation schedule contained in the holder's application for this Authority and as agreed to and as may be varied by the Board from time to time.
- (d) the holder shall comply with the conditions of any Permit, License or other Authority relating to the project and with the provisions of all Environmental and other relevant laws of Papua New Guinea.
- (e) the holder shall comply with such other conditions as are specified in Schedule 4 hereto.

Dated this 27th day of March 2015.


.....
For the Board.

¹ If the Performance Bond is not lodged within 21 days and no application under Section 98(6) of the *Forestry Act* has been made within 21 days to the Board seeking an extension of time within which to lodge the Performance Bond then this Forest Clearance Authority is deemed void under Section 98(5) of the Act and thereby cancelled.

⁶² Australian Government (2015) Country Specific Guidance for Papua New Guinea.

6. 丸太計測記録シート(Log Scaling Record Sheet)

**PAPUA NEW GUINEA FOREST AUTHORITY
LOG SCALING RECORD SHEET**

Sheet Number AA ^{179.974} 1099786

LOG TAG NUMBER	SPECIES CODE	DIAMETER MEASUREMENTS (To Lowest Whole Centimeter)				LENGTH (Lower 0.1 Of A Metre)	DEFECT ALLOWANCES	
		D1	D2	D3	D4		DEFECT TYPE	DIAMETER LENGTH
S/S 21	LW	71	70	64	59	19-6		
22	#	49	45	38	36	20-3		
S/S 23	TR	69	68	58	50	11-3		
24	CR	64	60	52	52	15-3		
S/S 25	LW	78	75	65	55	19-2		
26	#	49	44	40	43	12-4		
S/S 27	LW	51	49	32	37	15-4		
28	#	70	58	49	48	17-8		
S/S 29	LW	102	101	80	75	17-8		
30	#	69	67	58	53	16-2		
S/S 31	LW	76	75	73	60	13-5		
32	#	75	70	61	58	19-3		
S/S 33	LW	99	97	85	79	13-4		
34	#	84	81	71	70	13-1		
S/S 35	LW	77	69	72	58	14-3		
36	#	118	110	111	103	13-0		
S/S 37	LW	69	66	60	40	19-3		
38	#	91	84	74	69	15-5		
S/S 39	LW	79	65	37	32	16-5		
40	#	60	50	40	32	17-7		
S/S 41	LW	113	107	89	79	19-2		
42	#	109	97	103	87	19-3		
S/S 43	LW	57	54	50	49	14-6		
44	#	49	47	40	32	5-6		
S/S 45	LW	50	51	44	42	12-3		
46	#	78	66	60	59	7-4		
S/S 47	LW	75	70	60	59	18-0		
48	#	91	88	75	73	15-7		
S/S 49	LW	46	44	35	32	19-6		
50	#	84	71	69	67	18-8		

DATE SCALED: 01-06-19
28-05-19

TIMBER PERMIT/AUTHORITY NUMBER:
FMA [REDACTED]

HARVEST AUTHORIZATION NUMBER:
UT-111 [REDACTED]
ALORD-03 [REDACTED]

LANDOWNER GROUP NAME:
[REDACTED]

LANDOWNER GROUP CODE:
[REDACTED]

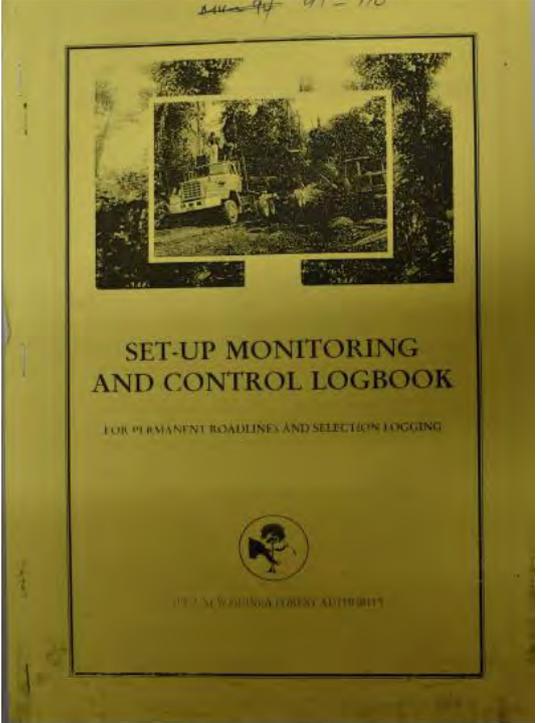
DECLARATION
I, holder of Log Scaler's Licence No. [REDACTED],
certify that I have scaled the logs entered on
this form, and that the information given is
true and correct.

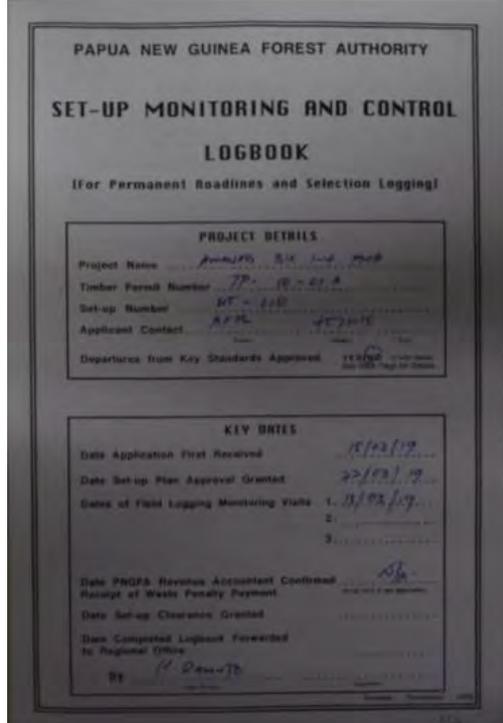
SCALER'S SIGNATURE: [Signature]

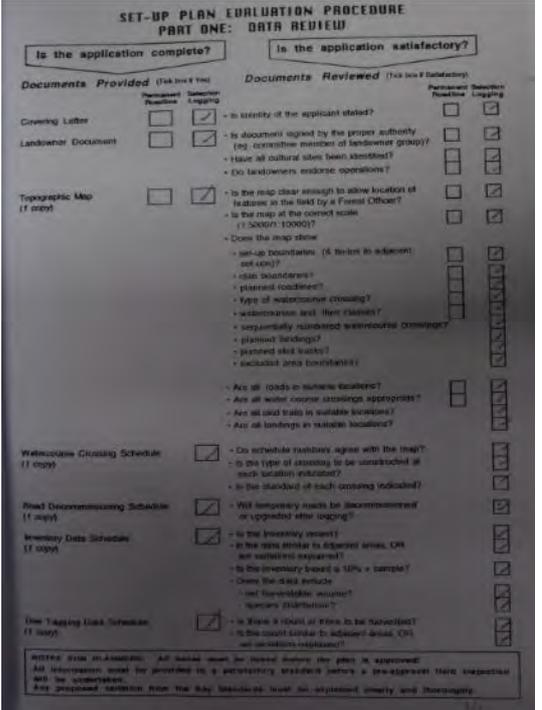
ORIGINAL WHITE COPY: TO PNGFA PROJECT SUPERVISOR (FOR FORWARDING TO REGIONAL OFFICE)
YELLOW DUPLICATE: TO PNGFA PROJECT SUPERVISOR (FOR PNGFA PROJECT BASED RECORDS)
GREEN TRIPLICATE: TO LOGGING COMPANY RECORD

- 丸太計測シートは、伐採日毎に計測者によって記入される。PNG 森林公社が管理できるよう、シートごとに固有のシリアル番号がある。
- シートには、丸太タグ番号、樹種コード、丸太のサイズ、計測日、伐採許可（木材許可または木材権）番号、慣習的土地所有者グループ名が記入される。木材許可（Timber Permit）の場合、林班番号も記入する。

7. 伐採計画モニタリングと管理記録簿 (Set-up Monitoring and Control Logbook)









8. ロイヤルティーの支払いと税金申告書
(Declaration of Logs Harvested and Royalty Self-Assessment)

 **PAPUA NEW GUINEA FOREST AUTHORITY
NATIONAL FOREST SERVICE**

S
S
P
V
P

Date: 27 / 07 / 2019

A [REDACTED]
P O Box 41
VANIMO
Sandaun Province

Dear Sir

ASSESSED MONTHLY LOG RETURNS FOR PAYMENT

Enclosed please find the following on the Debit Note:

DEBIT NOTE NO. : F 137 67
AMOUNT : K499,465.21
PERMIT/LICENCE : 151-10-1 A
TIMBER AREA : [REDACTED]
MONTH OF : JUNE, 2019

ROYALTY ASSESSMENT FORM (FR 1)

Payment should be made within three (3) weeks as of the date on the Debit Note.

Yours sincerely,


JIM SIKU
Provincial Forest Officer - Vanimo

**SANDAUN PROVINCE
ROYALTY ASSESSMENT**

COMPANY: A [REDACTED]

ADDRESS: P [REDACTED]

PERMIT/LICENCE: 151-10-01

JUNE, 2019

HARVEST LOCATION	PCS	SPECIES	ASSESSED VOLUME	ROYALTY RATE Kina/m ³ K35/20/15/10.00	ROYALTY PAYABLE
At [REDACTED]					
Block 3/4	16	Kwila	84.919	35.00	2,972.17
FINOMUI	6	Pencil Cedar & Walnut	17.095	20.00	341.90
	50	Group 1 spc	183.665	15.00	2,754.98
	30	Group 2,3,4	119.895	10.00	1,199.86
Sub-total 1	102				7,268.90
BLOCK 1	698	Kwila	2,939.484	35.00	102,881.94
		CEP/Walnut		20.00	-
KONOBASI		Group 1 spc		15.00	-
		Group 2,3,4		10.00	-
Sub-total 2	698				102,881.94
BLOCK 1	88	Kwila	632.015	35.00	18,620.53
PAIPAI		CEP/Walnut		20.00	-
		Group 1 spc		15.00	-
		Group 2,3,4		10.00	-
Sub-total 4	88				18,620.53
BLOCK 4	101	Kwila	445.680	35.00	15,577.80
YEPTIMBI		CEP/Walnut		20.00	-
		Group 1 spc		15.00	-
		Group 2,3,4		10.00	-
Sub-total 4	101				15,577.80
BLOCK 4	628	Kwila	3,860.847	35.00	135,129.65
YANBI	16	CEP/Walnut	58.139	20.00	1,162.78
	88	Group 1 spc	317.687	15.00	4,765.31
	85	Group 2,3,4	387.916	10.00	3,879.16
Sub-total 4	817				144,936.89
IMONDA EXTN		Kwila		35.00	-
WAMMURU		CEP/Walnut		20.00	-
		Group 1 spc		15.00	-
		Group 2,3,4		10.00	-
Sub-total 5	-				-



**PAPUA NEW GUINEA FOREST AUTHORITY
NATIONAL FOREST SERVICE**

The General Manager

Sandaun Province

Date: 27/07/2019

File: 151-10-1 A

A/Off

Design: Royalty Officer

ASSESSMENT OF ROYALTY, REFOREST, FOREST MGT, INFRASTRUCTURE, FUTURE GENERATION, EDUCATION DEV. BENEFIT, SPIRITUAL DEV., AGRICULTURE, ENVIRONMENT, PROV. GOVT., LLGs (Amanab, Walsa, Green River) – AMANAB FMA BLOCKS 1-4 & IMONDA CONSOLIDATED FMA.

JUNE, 2019

1. TIMBER ROYALTY -	Species	Rate
	Kwila	K35.00/m ³
	Banned species	K35.00/m ³
	Pencil Cedar & Walnut	K20.00/m ³
	Other Group 1 Species	K15.00/m ³
	Group 2, 3 and 4 Species	K10.00/m ³

Species of timber or Other forest produce	PCS	CUBIC	RATE	AMOUNT
Pencil Cedar & Walnut	31	103.149	20.00	2,062.98
Kwila	2,980	13,668.888	35.00	478,411.08
Group 1 – other Species	188	719.389	15.00	10,745.84
Banned Species	2	4.986	35.00	174.51
Group 2, 3 & 4	183	807.080	10.00	8,070.80
TOTAL	3,384	15,300.492		499,465.21

Harvest Location are:- Blocks 1-4 and Imonda Consolidated FMA

TYPES OF LEVIES	RATE OF LEVIES K / M ³	AMOUNT	RECEIPIENTS
AGRICULTURE LEVY	K2.00	30,600.98	Payable to Amanab Bks 1-4 Project Area Development Trust Fund
INFRASTRUCTURE LEVY	K2.00	30,300.98	Payable to Amanab Bks 1-4 Project Area Development Trust Fund

9. ロイヤルティーの支払を受けた慣習的土地所有者グループの代表者による署名

40% PDS PAYMENT SCHEDULE

FOREST MANAGEMENT AGREEMENT (FMA) [REDACTED]

PERMIT NUMBER: 151-10-01

COLLECTION PERIOD: MONTHS ENDING - OCTOBER, NOVEMBER, DECEMBER, 2018

AMANAB FMA BLOCK ONE (1)

#	ILO NAMES	REG. NO.	CHAIRMAN	VILLAGE	AMOUNT	SIGNATURE
1	[REDACTED]	812	[REDACTED]	ABARU	1,680.60	[REDACTED]
2	[REDACTED]	993	[REDACTED]	ABARU	1,680.60	[REDACTED]
3	[REDACTED]	898	[REDACTED]	AKRANI	1,680.60	[REDACTED]
4	[REDACTED]	759	[REDACTED]	AMINI	1,680.60	[REDACTED]
5	[REDACTED]	763	[REDACTED]	AMINI	1,680.60	[REDACTED]
6	[REDACTED]	892	[REDACTED]	AMINI	1,680.60	[REDACTED]
7	[REDACTED]	755	[REDACTED]	AMINI	1,680.60	[REDACTED]
8	[REDACTED]	777	[REDACTED]	AUWIA	1,680.60	[REDACTED]
9	[REDACTED]	891	[REDACTED]	AUWIA	1,680.60	[REDACTED]
10	[REDACTED]	820	[REDACTED]	BIAKA	1,680.60	[REDACTED]
11	[REDACTED]	814	[REDACTED]	BIAKA	1,680.60	[REDACTED]
12	[REDACTED]	813	[REDACTED]	BIAKA	1,680.60	[REDACTED]
13	[REDACTED]	825	[REDACTED]	BIAKA	1,680.60	[REDACTED]
14	[REDACTED]	818	[REDACTED]	BIAKA	1,680.60	[REDACTED]
15	[REDACTED]	768	[REDACTED]	BIAKA	1,680.60	[REDACTED]
16	[REDACTED]	990	[REDACTED]	DIO	1,680.60	[REDACTED]
17	[REDACTED]	773	[REDACTED]	DIO	1,680.60	[REDACTED]
18	[REDACTED]	808	[REDACTED]	DIO	1,680.60	[REDACTED]
19	[REDACTED]	887	[REDACTED]	DIO	1,680.60	[REDACTED]
20	[REDACTED]	789	[REDACTED]	DIORU	1,680.60	[REDACTED]

慣習的土地所有者
グループ名

グループの
代表者氏名

グループの
代表者の署名

10. 製材の輸出許可証 (Export Permit)

<p>PNG Forest Authority PO Box 5055 BOROKO National Capital District Papua New Guinea Tel: (675) 327 7918/920 Fax: (675) 325 5457</p>		<p>National Parliament House WAIGANI National Capital District Papua New Guinea Tel: (675) 327 7577/579 Fax: (675) 327 7580</p>
<h3>MINISTRY OF FORESTS</h3> <p><i>Office of the Minister</i></p>		
<p>To: Regional Manager Southern Regional Office P.O. Box 1831, PORT MORESBY N.C.D.</p>	<p>CUSTOMS (Prohibited Exports) REGULATION CHAPTER No. 101 (Reg: Sec:2)</p> <p>Our file reference:</p>	
<p>Thursday, August 29, 2019</p>		
<h3><u>Export Permit No. 1908122</u></h3>		
<p>I, Hon Solan Mirisim MP and Minister For Forests hereby consent to the exports of the following forest produce.</p>		
Exporter:	[REDACTED]	
Producer:	[REDACTED]	
TP/TL/TA/LFA/FCA No:	TP-4-3	
Project:	Sagarai Gadaisu	
Quantity (m3/kg):	395.753	Sawntimber (Mix)
Value (USD):	57,837.99	
Species:	As attached	
Loading Ports:	Port Moresby	
Vessel:	Seoul Tower V.1912	
Departure Date:	15-Sep-19	
Destination:	China	
Buyer:	[REDACTED]	
Export Licence:		
<p><i>Hon. Solan Mirisim MP, Minister for Forests</i></p>		